

るが故に、民の罰を畏るゝは、姦を禁ずる所以なり、民姦を禁ずる所以を畏るれば、國治る。

### 右聽法

聽法とは、法律に一任するなり、此の條は、八種の經綸の第七にして、上明なれば法行はる、法行はるれば重人なし、賞罰君の手に出づれば、民禁令を畏れて、法行はれざることをなきことを論ず。

行義示則主威分慈仁聽則法制毀民以制畏上而上以勢卑下故下肆狼觸而榮於輕君之俗則主威分民以法難犯上而上以法撓慈仁故下明愛施而務賅紋之政是以法令墮尊私行以貳主威行賅紋以疑法聽之則亂治不聽則謗主故君輕乎位而法亂乎官此之謂無常之國明主之道臣不得以行義成榮不得以家利爲功功名所生必出於官法法之所外雖有難行不以顯焉故民無以私名設法度以齊民信賞罰以盡能明誹譽以勸沮名號賞罰法令三隅故大臣有行則尊君百姓有功則利上此之謂有道之國也

【行義】…仁義ナリ、【無常】…一本ニハ、張ナ張ニ作レリ、張ハ、俗ノ復ノ字ニテ、戻ルナリ、【務】…賅紋之政…賅紋ハ、賅紋ニ作ルマ、【名號賞罰法令三隅】…名號ハ、誹譽ナリ、隅ハ、方正トイハムガ如シ、三ツノ者皆方正ナルナリ、【上仁義を示せば、主の威分れて、中は臣下に在り、慈仁を以て政を聽けば、法制毀(ナ)る。民は上に制せらるゝを以て上を畏れて、上は勢を以て下を卑む者なり、故に下肆(ホ)イマ、】…に復民威聞して、君を輕んずる風俗を以て榮譽とすれば、主の威分れて、中は下に在り、民

は法を以て上を犯すことを避(ハ)カリて、上は法を以て臣の仁慈を屈撓する者なり、故に臣下愛し施すことを明にして、賅はし敷ふ政を務むれば、是を以て、法令墮(ナ)ル、人々私行を尊びて、以て主の威を貳つにし、賅はし敷ふことを行ひて、以て法の聽なるを疑ふ、之れを聽許すれば、治を亂し、聽許せざれば、主を不仁なりと謗る、故に君は威を失ひ、位に輕くして、法は官に亂る、此れを常度なき國と謂ふ、明主の道は、臣仁義を以て榮譽を成すことを得ず、私家の利を以て功を爲すことを得ず、功名の生ずる所は、必ず官の法に出づ、法以外(ハ)ツるゝ所は、常人の爲し難き行ありと雖も、それを以て名顯れず、故に民私の名を以てすることなし、之れを要するに、法度を設けて、以て民を齊しくし、賞罰を信にして、以て材能を盡さしめ、誹謗と稱譽とを明にして、以て善を勸め惡を沮(ト)め、名號即ち誹謗稱譽と、賞罰と、法令との三つの者、皆方正なるが故に、大臣行ふことあれば、君を尊び、百姓功あれば、上を利す、此れを道ある國と謂ふなり。

### 右類柄

類柄とは、人臣賞罰の二柄を私して、其所爲君に類似したるをいふ、此の條は、八種の經綸の第八にして、無常の國と有道の國とを對照し、主を尊び下を抑ふる意を以て結ぶ。

### 五蠹

此の蠹は、古今の變を説きて、先王の道の今に用ゐるべからざることを論じ、法を重んじて、文學を棄て、農を重んじて、園工を卑むべきことを述べたる者なり、蠹は、木の中の蟲なり、國に生じて國を害する五種の民を此の蠹に喩へたるが故に、五蠹といふ。

上古之世、人民少而禽獸衆、人民不勝、禽獸蟲蛇、有聖人作、構木爲巢、以避羣害、而民悅之、使王天下、號曰有巢氏、民食果蓏、蚌蛤腥臊惡臭、而傷害腹胃、民多疾病、有聖人作、鑽燧取火、以化腥臊、而民說之、使王天下、號之曰燧人氏。

【有巢氏】…號曰有巢氏…號ノ下ニ之ノ字ヲ脱セルナラム、【果蓏】…木ニ在ルチ果トイヒ、地ニ在ルチ蓏トイフ、即チ木ノ實草ノ實ナリ、【蚌蛤】…蚌ハ、蚌(ハ)マケリ、二同シ、【腥臊惡臭】…腥ハ、血アリテクサキモノ、臊ハ、乾キテクサキモノ、惡ハ、色ノ變リテクサキモノ、臭ハ、肉ノ腐リテクサキモノナリ、【腹胃】…腹ハ、腸ニ作ルベシ、解老篇ニ、民以三腸胃爲根本トアリ、【鑽燧取火】…鑽ハ、木ト木トチスリテ火ヲ取リ、燧ハ、火ヲ取ル木ナリ、鑽燧取火ハ、春ハ榆柳ノ火ヲ取リ、夏ハ棗杏ノ火ヲ取リ、秋ハ柞櫟ノ火ヲ取リ、冬ハ柞櫟ノ火ヲ取リテ烹燒スルガ如シ、【民說之】…說ハ、悦ト通ズ。

【周】上古の世には、人民少くして、禽獸衆く、人民禽獸禽蛇に勝たざりければ、聖人作(オコ)るとありて、木を構(クミア)せて巢を拵へて、以て多くの物の害を避けたり、而して民之れを悦びて、天下に王たらしめ、之れを號して有巢氏と曰へり、又民は木の實、草の實、貝類及びまぐさの生臭物を生のまゝにて食ひて、腸胃を傷め害ひて、民に疾病多かりければ、聖人作ることありて、火を取る木をすりあはせて、火を取りて、以て生臭物を烹焼して、其の味を變化せり、而して民之れを悦びて、天下に王たらしめ、之れを號して燧人氏と曰へり、

中古之世、天下大水、而鯀禹決瀆、近古之世、桀紂暴亂、而湯武征伐、今有構木鑽燧於夏后氏之世者、必爲鯀禹笑矣、有決瀆於殷周之世者、必爲湯武笑矣、然則、今有美堯舜湯武禹之道、於當今之世者、必爲新聖笑矣、是以聖人不期修古、不法常行、論世之事、因爲之備、

【註】「鯀」…萬ノ父ナリ、「禹」…大川タイフ、釋名ニ、漢ハ、獨ナリ、各々獨リ其ノ水ヲ出シテ海ヘ入ルナリトアリ、「夏后氏」…即チ禹ナリ、「堯舜湯武禹」…湯武禹ハ、禹湯武ニ作ルベシ、「修古」…修ハ、長キナリ、修古ハ、上古トイハムガ如シ、「論世之事」…世ノ上ニ當ル字アルベシ、

【周】中古の世には、天下に大水あり、而して鯀とその子の禹との二人、川々の水を切り落して、大海へ放流せり、近古の世には、夏の桀王、殷の紂王暴亂せり、而して殷の湯王は桀を征伐し、周の武王は紂を征伐せり、今家屋食物の満足せる夏后氏即ち大禹の世に、木を構(クミア)せて巢を拵へて、多くの物の害を避け、火を取る木をすりあはせて火を取りて、生臭物を烹焼せむといふ者あらば、必ず鯀と大禹とに其の時世に後れたることを笑はるゝならむ、又大水のなき殷、周の世に、川々の水を切り落して、大海へ放流せむといふ者あらば、必ず湯王と武王とに其の時世に後れたることを笑はるゝならむ、然らば則ち今堯舜湯武の政道を當今の世に讚美する者あらば、必ず新聖に出づべき後來の聖人に其の時世に後れたることを笑はるゝならむ、是を以て、聖人は上古の政事を期待せず、前々より仕來りたる尋常の行爲を法則とせず、當世現時の事を論じて、其の事柄に因り隨ひて、之れが準備をするなり、

宋人有耕田者、田中有株、兔走觸株、折頸而死、因釋其耒而守株、冀復得兔、兔不可復得、而身爲宋國笑、今欲以先王之政、治當世

之民、皆守株之類也、古者丈夫不耕、草木之實足食也、婦人不織、禽獸之皮足衣也、不事力而養足、人民少而財有餘、故民不爭、是以厚賞不行、重罰不用、而民自治、今人有五子、不爲多、子又有五子、大父未死、而有二十五孫、是以人民衆、而貨財寡、事力勞、而供養薄、故民爭、雖倍賞累罰、而不免於亂、

【婦人】…一本ニハ、人ナクニ作レリ、「大父」…祖父ナリ、  
【周】昔し宋人に田を耕す者ありけるが、其の田の中に木の切り株ありて、或る日、一匹の兔、走り來りて、其の切り株に觸れて、頸を折りて死したり、農夫思はぬ物を得たるに因りて、其の耒(スキ)を投げ棄て、切り株を見張りて、重れて免を得むことを冀ひたれど、免は重れて得られずして、身は宋國の人々に其の愚なることを笑はれたり、今先王の政を以て、當世現時の人民を治めむと欲するは、皆切り株を見張る類なり、古は丈夫耕(カ)れども、草木の實多くして、食ふに足れり、婦女織(オリ)ざれども、禽獸の皮多くして、衣るに足れり、努力を仕事とせずして、奉養足り、人民少くして、貨財餘りあり、故に民争はず、是を以て、手厚き賞與を行はず、手重き刑罰を用はずして、民おのづから治れり、今人に五人の子あるは、多しとせずして、五人ぐらゐは普通の子持なり、然るに其の子又銘々に五人の子あらば、祖父未だ死せずして、五々二十五人の孫あらむ、人口の繁殖すること此の如し、是を以て、年々歳々人民衆くなりて、貨財寡なり、仕事の手折れて、奉養薄くなりたるが故に、民争ふ、賞を倍にし罰を累ねると雖も、亂るゝことを免れず、

堯之王天下也、茅茨不翦、采椽不剗、糲糲之食、藜藿之羹、冬日麇裘、夏日葛衣、雖監門之服、養不虧於此矣、禹之王天下也、身執耒耜、以爲民先、股無胈、脛不生毛、雖臣虜之勞、不苦於此矣、以是言之、夫古之讓天子者、是去監門之養、而離臣虜之勞也、故傳天下、

而不足多也、今之縣令、一日身死、子孫累世絜駕、故人重之、是以人之於讓也、輕辭、古之天子、難去、今之縣令者、薄厚之實異也、

【茅茨不翫】：茅茨屋根ノ端ヲ切ラヌナリ、【采椽不斲】：采ハ、探ルナリ、山ヨリ採リ來リタル材木ニ斧斤(チノマサカリ)ヲ施サズ、其ノ毛(タレキ)ニシタルナリ、【糲糲】：糲ハ、粗米ナリ、糲ハ、粥(カユ)ナリ、【藿藿】：藿ハ、アカザ、藿ハ、豆ノ葉ナリ、【鹿裘】：鹿ノ兒ノ毛皮ノ著物ナリ、【監門之服】：監門ハ、門番ナリ、史記ニハ、服ノ字ナシ、是ナリ、藿ハ、藿ナリ、【采菽】：采ハ、採ルナリ、【股】：膚ノ上ノ細キ毛ナリ、一本ニハ、股ニ作レリ、股ハ、白キ肉ナリ、【讓天子】：讓、下ニ作ルベシ、【不足多】：多ハ、勝ルトイハムガ如シ、【粟芻】：粟ハ、粟ノ穀ナリ、

【絜】：天下に王たるときは、茅茨屋根を葺放しにして、其の端を切らず、山より採りたる材木に斧斤(チノマサカリ)を施さず、其の毛を用いて、椽(タレキ)とし、粗米の粥(カユ)の食、藿(アカザ)や豆の葉の糲(アツモノ)を用いて、腹をふさぎ、冬の日には、鹿の兒の毛皮の著物を用ひ、夏の日には、藁の著物を用ひて、寒暑をしのぎ、其の質素なることは、門番の奉養と雖も、此れより虧けざらむ、禹の天下に王たるときは、身に黼黻を執りて、以て民の先立となり、股には皮履の細毛なく、履には毛を生ぜざる楮に奔走せり、其の困苦せしことは、人臣庸奴の辛勞と雖も、此れより苦しからざらむ、此れを以て之れを言へば、夫れ古の天下を讓れる者は、是れ門番の奉養を去りて、人臣庸奴の辛勞を離れたるなり、故に天下を人に傳へたればとて、勝れりとするには足らぬなり、今の縣令は、僅に一日の在職を以て、其の身死すれば、子孫累世其の俸祿の餘滯にて、馬車に乗るが故に、人之れを重んず、是を以て、人の職務を讓ることには、古の天子を辭退することを輕んじ、今の縣令を罷め去ることを難(ハカ)るは、奉養の薄きと厚きとの事實異なればなり、

夫山居而谷汲者、腰臘而相遺、以水澤居、苦水者、買庸而決竇、故饑歲之春、幼弟不饑、穰歲之秋、疏客必食、非疏骨肉、愛過客也、多少之實異也、是以古之易財、非仁也、財多也、今之爭奪、非鄙也、財寡也、輕辭天子、非高也、勢薄也、重爭土橐、非下也、權重也、故聖人議多少、論薄厚、爲之政、故罰薄不爲慈、誅嚴不爲戾、稱俗而行也、故事因於世、而備適於事、

【腰臘】：臘ハ、陰曆ノ二月ノ祭ノ名、臘ハ、十二月ノ祭ノ名ナリ、【買庸而決竇】：庸ハ、傭ニ同ク、人夫ナリ、決竇ハ、穴ヲ掘リテ水ヲ抜クナリ、【不饑】：饑ハ、餓ナリ、不饑ハ、食事ヲセシメヌナリ、【過客】：己ノ家ニ立チ寄リタル客人ナリ、【土橐】：橐ハ、旅行ノ手荷物ナリ、土橐ハ、糧食ノ資財ナリ、

【絜】：夫れ山に居て谷に水を汲む者は、水を得ること難ければ、臘祭(臘祭の日は、人々互に水を遺(オグ)りて遺物とするなり、之れに反して、澤に居て水の多きに苦む者は、實銀を以て人夫を買ひて、穴を掘りて水を抜かすなり、故に臘祭の歳(春)には、己れの愛する幼弟にすら食事をせしめず、臘祭の歳(秋)には、日頃疏遠の客人にすら、必ず物を食はすは、骨肉を分てる兄弟を疏んじて、己れの家に立寄りたる客人を愛するにあらざるなり、米穀の多きと少きとの事實異なればなり、是を以て、古の人の貨財を輕んじて、容易く人に與ふるは、仁愛なるにはあらざるなり、貨財多ければなり、今の人の貨財を爭ひ奪ふは、鄙吝なるにはあらざるなり、貨財寡ければなり、手輕く天子を辭退するは、高尚なるにはあらざるなり、天子の權勢薄ければなり、手重く縣令の貨財を爭ふは、下劣なるにはあらざるなり、縣令の權勢重ければなり、故に縣人は、多少を論じ、薄厚を論じて、之れが政を爲す、故に罰の薄きは、慈仁なりとせず、誅の嚴しきは、暴戾なりとせず、其の時々の民俗に稱(ア)ひて行ふなり、故に物は時世に因りて同じからずして、準備は物事に相應して異なり、

古者文王處、豐鎬之間、地方百里、行仁義、而懷西戎、遂王天下、徐偃王處、漢東、地方五百里、行仁義、割地而朝者、三十有六國、荆文王恐其害己也、舉兵伐徐、遂滅之、故文王行仁義、而王天下、偃王行仁義、而喪其國、是仁義用於古、不用於今也、故曰、世異則事異、

【豐鎬】：…兩地ノ名ナリ、【徐】：…國ノ名ナリ、

【古者】：古者(イニシ)ハ、周の文王、豐と鎬との兩地の間に處て、土地の廣さは百里四方あり、仁義の道を行ひて、四戎を手懐けて、遂に天下に王たり、徐の偃王は、漢水の東に處て、土地の廣さは五百里四方あり、是れも同じく仁義の道を行ひしに、土地を割讓して徐の國に來朝せし者三十有六國に及びしが、荆の文王、其の己れを害せむことを恐れて、兵を擧げて、徐を伐ちて、遂に之れを滅せり、故に文王は、仁義を行ひて、天下に王たり、偃王は、仁義を行ひて、其の國を喪へり、是れ仁義は、古に用ゐられて、今に用ゐられざるなり、故に曰はく、世異なれば、事亦異なりと、

當舜之時、有苗不服、禹將伐之、舜曰、不可、上德不厚、而行武、非道也、乃修教、三年、執干戚舞、有苗乃服、共工之戰、鐵鉅距者及乎敵、

鎧甲不堅者傷乎體是干戚用於古不用於今也故曰事異則備變

【干戚】…干ハ、楯ナリ、戚ハ、斧ナリ、共ニ樂器ナリ、舜ノ舞樂ニ用キタル者ナリ、【共工之戰】…下文ニ是干戚用ニ於古、不用ニ於今トアレバ、此ノ戰ハ、舜、禹ヨリ遠ニ後ノ時代ナルベシ、外儲說篇ノ右ノ上ニ、堯學兵、而誅共工於幽州之都トアル共工ノ後世子孫ナラカ、【鑿鉅距】…鑿鉅ハ、鐵ノ箭鏃（ヤシリ）ナリ、距ハ、鉅ニ作ルベシ、鉅ハ、剛鐵ナリ、即チ鐵ノ箭鏃ニ剛鐵ヲ施セル者ナリ、八說篇ニハ、距ノ字ナシ、【舜の時に當りて、有苗服せざりしかば、禹將に之れを伐たむとしたるに、舜の曰はく、そは宜しからず、上に立つ者、德厚からずして、武を行ふは、道にあらざるなりと、乃ち教を修むること三年、干戚の樂器を執りて舞ひたるに、有苗乃ち服したり、それより遙に後の世の共工の戰には、音樂を以て敵を降服せしめられずして、鐵の箭鏃（ヤシリ）に剛鐵を施せる者を用ゐたるに、其の箭鏃軍に及び届きて、鎧甲の堅固ならざる者、其の身體に傷つきたり、是れ干戚の樂器は、古に用ゐられて、今に用ゐられざるなり、故に曰はく、事異なれば備變すと、

上古競於道德中世逐於智謀當今爭於氣力齊將攻魯魯使子貢說之齊人曰子言非不辨也吾所欲者土地也非斯言所謂也遂舉兵伐魯去門十里以爲界故偃王仁義而徐亡子貢辨智而魯削以是言之夫仁義辨智非所以持國也去偃王之仁息子貢之智循徐魯之力使敵萬乘則齊荆之欲不得行於二國矣

【非新言所謂也】…子ノ言フガ如キコトニハアラザルナリトイフコトナリ、墨子ニハ、此言之謂也ト作レリ、【上古は道德を競ひ、中世は智謀を逐ひ、當今は氣力を爭ふ、齊の將に魯を攻めむとする時、魯孔子の弟子の子貢をして、齊人に説かしむることありたるに、齊人の曰はく、子の言は、能辨ならざるにはあらざるなり、さりながら、吾が欲する所は、魯の土地なり、子の言ふが如きことにはあらざるなりと、遂に兵を擧げて、魯を伐ちて、魯の城門を去ること十里を以て、齊、魯の界とせり、故に偃王は仁義にして、徐の國亡び、子貢は辯智にして、魯の地削られたり、是れを以て之れを言へば、夫れ仁義辯智は、國を維持する所以にあらざるなり、偃王之仁を去り、子貢の辯を息め、徐、魯の二國の力に備ひて、萬乘の大國に敵せしめられたるには、齊、魯の欲望は、二國に行はるゝことを得ざりしならむ、以

上第一段、古道の今世に行ふべからざることを論ず、

夫古今異俗新古異備如欲以寬緩之政治急世之民猶無轡策而御驛馬此不知之患也今儒墨皆稱先王兼愛天下則民視如父母何以明其然也曰司寇行刑君爲之不舉樂聞死刑之報君爲流涕此所舉先王也夫以君臣爲如父子則必治推是言之是無亂父子也人之情性莫先於父母父母皆見愛而未必治也君雖厚愛奚遽不亂今先王之愛民不過父母之愛子子未必不亂也則民奚遽治哉且夫以法行刑而君爲之流涕此以效仁非以爲治也夫垂泣不欲刑者仁也然而不可不刑者法也先王勝其法不聽其泣則仁之不可以爲治亦明矣

【急世】…亂世ナリ、【驛馬】…驛ハ、突クナリ、驛馬ハ、荒馬ナリ、君爲流涕…爲ノ下ニ之ノ字ヲ脱セリ、【效仁】…效ハ、顯スナリ、【非以爲治也】…非ノ下ニ所ノ字ヲ脱セルナラカ、【先王勝其法】…王ノ下ニ不ノ字ヲ脱セリ、【夫れ古今風俗を異し、新古準備を異にす、寬緩（ユルヤカ）の政を以て、亂世を治めむと欲するが如きは、猶ほ轡策（タグナ、ムチ）なくして荒馬を御するがごとし、此れ時の急務を知らざるなり、今儒者墨者は、皆先王は天下を兼れ愛すれば、民の君を視ること、父母の如しと稱せり、何を以て其の然ることを明にするか、といは、彼の徒の曰はく、司寇の法官、刑を行へば、君之れが爲めに遠慮して、音樂を擧げ行はず、死刑を確定したる報を聞けば、君之れが爲めに涕を流せりと、此れ先王の寬緩の政を擧げ示したる所なり、夫れ君臣の情合を以て父子の如くすれば、必ず治るとせり、是れを推して、之れを言へば、是れ家に亂れたる父子なき道理なり、人の情性の親密なることは、父母より先なるはなし、然れども父母子に愛を見（シメ）せども、未だ必しも治るとは限らざるなり、君厚く民を愛すと雖も、何ぞ遽に亂れざらむ、さるるを今

先王の民を愛することは、父母の子を愛するに過ぎずして、子未だ必しも亂れずとは限らざれば、民何ぞ遽に治らむ、且つ夫れ法を以て刑を行ひて、君之れが爲めに涕を流し、此れを以て仁を顯すは、治むることをする所以にはあらざるなり、夫れ泣を垂れて刑を欲せざる者は仁なり、然れども刑せざるべからざる者は法なり、先王も其の法に勝たず、其の泣ける死刑を教すことを聽許せざれば、仁の以て治を爲すべからざることも亦明けし。

且民者固服於勢寡能懷於義仲尼天下聖人也脩行明道以遊海内海内說其仁美其義而爲服役者七十人蓋貴仁者寡能義者難也故以天下之大而爲服役者七十人而爲仁義者一人魯哀公下主也南面君國境內之民莫敢不臣民者固服於勢勢誠易以服人故仲尼反爲臣而哀公顧爲君仲尼非懷其義服其勢也故以義則仲尼不服於哀公乘勢則哀公臣仲尼今學者之說人主也不乘必勝之勢而務行仁義則可以王是求人主之必及仲尼而以世之凡民皆如列徒此必不得之數也

【説其仁】：説ハ、悦ト通ズ、列徒……七十子タイプ、且つ民は固より勢に服す、能く義に懐くこと寡し、仲尼は天下の聖人なり、行を脩め道を明にして、以て海内に遊びしに、海内の人々、其の仁を悦び、其の義を美としたれど、其の門人となりて、服従して使役せられたる者は、僅に七十人のみにして、仁義を行ひたる者は、僅に仲尼一人のみなり、魯の哀公は、下劣の主なれども、南面して君位に立ちて、其の國に君となりて、一境内の民、敢て臣たらざるはなし、民は固より勢に服す、勢は誠以て人を服せしめ易し、故に仲尼は反りて臣となりて、哀公は顧みかへりて君となれり、仲尼は哀公の義に懐きたるにはあらず、哀公の勢に服したるなり、故に義を以てすれば、仲尼は哀公に服せず、勢に乗れば、哀公は仲尼を臣とせり、今の學者の人主に説くには、必勝の勢（即ち賞罰の柄）に乗せずして、務めて仁義を行はば、以て主たるべしといふ、是れ人主の必ず仲尼に及ばむことを求めて、

世の平凡の民を以て皆列徒即ち七十子の如くせむとするなり、此れ必ず然ることを得られざる數理なり、

今有不才之子父母怒之弗爲改鄉人譙之弗爲動師長教之弗爲變夫以父母之愛鄉人之行師長之智三美加焉而終不動其脛毛不改州部之吏操官兵推公法而求索奸人然後恐懼變其節易其行矣故父母之愛不足以教子必待州部之嚴刑者民固驕於愛聽於威矣

【論之】：論ハ、責ムルナリ、今不才の子ありて、惡事を行ふことありて、父母之れを怒れども、それが爲めに改めず、衆人之れを責むれども、それが爲めに動かさず、師長之れを教ふれども、それが爲めに變せず、夫れ父母の慈愛、郷人の善行、師長の智慧を以てして、三美を之れに加ふれども、終に動かさず、其の一筋の脛の毛ほどなだにも改めざるを、州部の役人、官兵を操り、公法を以て推し究めて、其の奸人を求索して、然して後に恐懼し、其の節操を變じ、其の惡行を易ふ、故に父母の慈愛は、以て子を教ふるに足らず、必ず州部の嚴刑を待つは、民は固より愛を受くれば驕り高ぶり、威に服さるれば其の命令を聽けばなり、

故十仞之城樓季弗能踰者峭也千仞之山跛牂易牧者夷也故明王峭其法而嚴其刑也布帛尋常庸人不釋鑠金百鎰盜跖不掇不必害則不釋尋常必害則手不掇百鎰故明主必其誅也是以賞莫如厚而信使民利之罰莫如重而必使民畏之法莫如一而固使民知之故明主施賞不遷行誅無赦譽輔其賞毀隨其罰

則賢不肖俱盡其力矣

【十切】…八尺ヲ切トイフ、【權季】…魏ノ文侯ノ弟ニテ、足ノ早キ人ナリ、前ニ見エヨリ、【暗也】…暗ハ、勾配ノ急ナルナリ、【駁詳】…トシテ、常トイフ、【庸人】…庸人ナリ、【鏹金】…鏹ハ、美ナリ、鏹金ハ、賢ノ好キ金ナリ、【百鎰】…二十兩ヲ鎰トイフ、【盜匪不愆】…愆ハ、拾フナリ、【手不釋百鎰】…手ノ字ハ、行ナリ、

故に高き十切の城は、昔の足の速者なる權季すら、輪ゆること能はざるは、其の勾配急なればなり、之れに反して、十切に百倍したる千切の山は、峻(チンバ)の牝羊すら、游牧し易きは、其の勾配緩やかなればなり、故に明主は其の法を急峻にして、其の刑を嚴重にするなり、布帛の長さの八尺乃至十六尺なるは、輕微なる物なれど、地に違つてあれば、常人之れを棄て置かず、之れに反して、賢の好き金百鎰は、貴重なる物なれど、地に違つてあれば、盜匪之れを拾はず、必しも害せられざれば、八尺乃至十六尺の布帛を棄て置かず、必ず害せらるれば、百鎰の金を拾はざるなり、故に明主は其の誅を必とするなり、是を以て、賢は手厚くして信にして、民をして之れを利せしむるに如くはなく、罰は手重くして必にして、民をして之れを畏れしむるに如くはなく、法は均一にして堅固にして、民をして之れを知らしむるに如くはなし、故に明主は、賞を施すこと、其の功に中りて、上下に遷らず、誅を行ひて教すことなし、稱譽は其の賞を輔け、誹毀は其の罰に附き隨へば、賢不肖俱に其の力を盡す、

今則不然以其有功也爵之而卑其士官也以其耕作也賞之而少其家業也以其不收也外之而高其輕世也以其犯禁也罪之而多其有勇也毀譽賞罰之所加者相與悖繆也故法禁壞而民愈亂今弟兄被侵必攻者廉也知友被辱隨仇者貞也廉貞之行成而君上之法犯矣人主尊貞廉之行而忘犯禁之罪故民程於勇而吏不能勝也不事力而衣食則謂之能不戰攻而尊則謂之賢賢能之行成而兵弱而地荒矣人主說賢能之行而忘兵弱地荒之禍則私行立而公利滅矣

【士官】…仕宦ヲイフ、【少其家業】…少ハ、劣ルトイハムカ知シ、【弟兄】…一本ニハ、兄弟ニ作レリ、【程於勇】…程ハ、運ニ作ルベシ、【說賢能之行】…說ハ、悅ト通ス、

今は則ち然らず、其の功あるを以て、之れに爵を授けながら、其の仕宦することとを卑し、其の耕作することを以て、之れを賞しながら、其の業を劣れりとし、隱微の士は、其の收り用おられざるを以て、之れを疎外しながら、其の世を輕んずるを高しとし、俠勇の徒は、其の禁を犯すを以て、之れを罪しながら、其の勇あるを勝れりとせり、此の如く毀譽賞罰の加ふる所の者、相與に悖り繆(アマ)れり、故に法禁壞れて、民愈々亂る、今兄弟人に侵さるれば、必ず相助けて其の人を攻むれば、之れを義廉なりと謂ひ、知人朋友人に辱めらるれば、隨ひて其の人を仇とすれば、之れを貞信なりと謂へり、廉貞信の行成りて、君上の法犯され、私闘(シウ)せんにして、公法廢(ス)まると、さるる人主は貞信義廉の行を尊びて、禁を犯す罪を忘るゝが故に、民勇を運(コ)ロコ)くして、吏勝つこと能はざるなり、力作することとを仕事とせずして衣食すれば、之れを能ありと謂ひ、攻戰せずして尊げれば、之れを賢なりと謂へり、耕すこと能はざるが故に、賢能の行成りて、兵弱くして地荒る、さるる人主は賢能の行を悦びて、兵弱くして地荒る、公利消滅す、

儒以文亂法、俠以武犯禁、而人主兼禮之、此所以亂也、夫離法者、罪而諸先生以文學取犯禁者、誅而羣俠以私劍養、故法之所非、君之所取、吏之所誅、上之所養也、法趣上下四相反也、而無所定、雖有十黃帝不能治也、故行仁義者、非所譽、譽之則害功、工文學者、非所用、用之則亂法、

【儒者】…儒者は文を以て法を亂り、俠者は武を以て禁を犯す、而るに人主兼れて之れを禮す、此れ世の亂る、所以なり、夫れ法を離る、者は限せらるれども、儒家の諸先生は、文學を以て取り用おられ、禁を犯す者は誅せらるれども、多くの俠者は、私劍を以て人を刺すを以て禁はる、故に法の非とする所は、君の取る所なり、吏の誅する所は、上の養ふ所なり、法の趣旨、上下四方輕重相反して、一定する所なし、此の如くなれば、十人の黃帝ありと雖も、治むること能はざるも、故に仁義を行ふ者は、譽むべき所にあらず、之れを譽むれば、功を害す、文學に工なる者は、用ぬべき所にあらず、之れを用ぬれば、法を亂る、

楚之有直躬其父竊羊而謁之吏令尹曰殺之以爲直於君而曲

於父報而罪之，以是觀之，夫君之直臣，父之暴子也。魯人從君戰，三戰三北，仲尼問其故，對曰：吾有老父，身死莫之養也。仲尼以為孝，舉而上之，以是觀之，夫父之孝子，君之背臣也。故令尹誅而楚，姦不上聞，仲尼賞而魯民易降北，上下之利，若是其異也。而人主兼舉匹夫之行，而求致社稷之福，必不幾矣。

【楚之有直躬】：之ハ、人ニ作ルベシ、直躬ハ、正直ナル名ハ、躬トイヘル者ナリ、論語ニ見エタリ、【謂之吏】：謂ハ、告ケルナリ、【報而罪之】：四人ノ罪ヲ論ズルヲ報トイフ、【上之】：之レニ上位ヲ加フルナリ、【不幾】：幾ハ、期ナリ、【楚】：楚ノ人に正直なる名は躬といへる者あり、其の父人の羊を竊みたるを、躬之れを官吏に告げたるに、令尹の曰はく、躬を殺せと、其の心に思へらく、躬は君の法を奉じて、君に對しては正直なる者なれど、父の訴人になりたれば、父に對しては邪曲なる者なりと、斯く四人の罪を論じて、之れを罪したり、是れを以て之れを觀れば、夫の君に取對しての正直なる臣は、父に取對しての暴戾なる子なり、魯人に君に従ひて戰ひて、三たび戰ひて、三たび敗北したる者あり、仲尼其の故を問へば、對して曰はく、吾れ老父あり、身死せば、之れを養ふことなけむと、仲尼以て孝なりとして、之れを取り擧げて、之れに上位を加へたり、是れを以て之れを觀れば、夫の父に取對しての孝行なる子は、君に取對しての違背せる臣なり、故に令尹は躬を誅して、楚の姦邪上聞に達して賞せられず、仲尼は魯人を賞して、魯の民降參敗北し易し、上下の利益是の若く其れ異なり、而る人主は兼れて匹夫の行を取り擧げて、社稷の福を致さむことを求む、其の願望は必ず期待せられざらむ。

古者蒼頡之作書也，自環者謂之私，背私謂之公，公私之相背也，乃蒼頡固以知之矣。今以為同利者，不察之患也。然則為匹夫計者，莫如脩行義而習文學。行義脩則見信，見信則受事，文學習則為明師，為明師則顯榮。此匹夫之美也。然則無功而受事，無爵而顯榮，有政如此，則國必亂，主必危矣。

【蒼頡之作書也】：蒼頡ハ、黃帝ノ史官ナリ、此ノ人鳥ノ足跡ヲ視テ、始メテ文字ヲ作レリ、【自環者謂之私】：自環者謂之私、背私謂之公、【行義】：仁義ナリ、【習文學】：古者イニシヘ、蒼頡の始めて文字を作り出でしとき、自ら習む者、之れを私と謂ひ、私に背く者、之れを公と謂ふ、公私の相背くことは、乃ち蒼頡固より以て之れを知れり、さるを令公私を以て同利とするは、字義を察せざる患なり、然れば則ち匹夫の爲めに計るには、仁義を脩めて文學を習ふに如くはなし、仁義脩れば、上に信ぜらる、上に信ぜらるれば、必ず任用せられて、身に應じたる事を受く、文學を習へば、明師となる、明師となれば、顯榮なり、此れ匹夫の美事なり、然れば則ち功なくして事を受け、爵なくして顯榮なり、政あること此の如くなれば、國必ず亂れ、主必ず危し。

故不相容之事，不可兩立也。斬敵者受賞，而高慈惠之行，拔城者受爵祿，而信廉愛之說，堅甲厲兵以備難，而美薦紳之飾，富國以農，距敵恃卒，而貴文學之士，廢敬上畏法之民，而養遊俠私劍之屬，舉行如此，治彊不可得也。國平養儒俠，難至用介士，所利非所用，所用非所利，是故服事者簡其業，而遊學者日衆，是世之所以亂也。

【廉愛】：廉ハ、兼ニ作ルベシ、【厲兵】：厲ハ、強ニ同ク、利兵ナリ、【薦紳】：薦ハ、踏ト通ズ、紳ハ、備者ノ服ナリ、【距敵】：距ハ、拒ト通ズ、【其業】：業ハ、業トナリ、故に相容れざる事は、兩立すべからずして、一方は必ず倒るゝなり、敵を斬る者賞を受けながら、人主は反りて慈惠の行を高しとし、城を抜く者爵祿を受けながら、人主は反りて兼れ愛する説を信じ、堅固なる甲冑、銳利なる兵器を以て、國難に備へながら、薦紳備服の裝飾を美なりとし、國を富ますに農を以てし、敵を拒ぐに卒を恃みながら、文學の士を賞び、上を敬ひ法を畏るゝ民を廢して、遊俠私劍の屬(トモカウ)を養ふ、擧げ行ふこと此の如く相容れざる事を兩立せむとすれば、國の治り兵の強きこと得べからざるなり、國平養儒なれば、備者俠者を養ひ、危難至れば、介冑の士を用ゆる、其の利益とする所の介冑の士は、平素用ゆる所にあらず、平素用ゆる所の備者俠者は、其の利益とする所にあらず、是の故に、軍事に服役する者、其の業を棄て、遊學者日増に衆し、是れ世の亂るゝ所以なり、以上第二段、寬緩の政を以て急世の民を治むべからざることを論ず。

且世之所謂賢者，貞信之行也，所謂智者，微妙之言也，微妙之言，

上智之所難知也。今爲衆人法，而以上智之所難知，則民無從識之矣。故糟糠不飽者，不務梁肉；短褐不完者，不待文繡。夫治世之事，急者不得，則緩者非所務也。今所治之政，民間之事，夫婦所知者，不用而慕上智之論，則其於治反矣。故微妙之言，非民務也。

【糟糠】：酒ノ粕、米ノ糠ナリ。【短褐】：短ハ、短ニ作ルベシ。粗衣ナリ、褐ハ、毛衣ナリ、唯老婦ニ、衣ニ短褐トアリ。且つ世に謂へる所の賢とは、高尚なる貞信の行なり、謂へる所の智とは、微妙の言とて、深く隱微を求めて、人の言はざる所を言ふことなり。微妙の言は、上智の知り難き所なり、今衆人の法を拵へて、上智の知り難き所を以てすれば、民従ひて之を識ることなし、故に酒の粕、米の糠の如き粗食にだにも飽き足らざる者は、梁肉(ウマキコメト、トリケモノ、ニクト)を食ふとを務めず、粗末なる毛衣だにも破れて完らざる者は、文繡(アヤニシキ)の美服を待たず、粗食粗服の満足せむことを要す、夫れ治世の事は、急なる者を得ざれば、緩なる者は務むる所にあらずるなり、今治むる所の政は、民間の事なるに、愚夫愚婦の明に知れる所の者を用ひずして、上智の論を慕へば、其の世を治むる道に反対せり、故に微妙の言は、民の急務にあらずして、全く不急無用なる者なり。

若夫賢良貞信之行者，必將貴不欺之士，貴不欺之士者，亦無不欺之術也。布衣相與交，無富貴以相利，無威勢以相懼也。故求不欺之士，今人主處制人之勢，有一國之厚，重賞嚴誅，得操其柄，以脩明術之所燭，雖有田常子罕之臣，不敢欺也。奚待於不欺之士，今貞信之士，不盈於十，而境內之官，以百數，必任貞信之士，則人不足官，人不足官，則治者寡，而亂者衆矣。故明主之道，一法而不足，求智固術而不慕信，故法不敗，而羣官無姦詐矣。

【脩明術之所燭】：燭ハ、照スナリ。【固術】：固ハ、固ニ作ルベシ、或ハ用ノ字ナラムカ。【羣官】：一本ニハ、官ナ臣ニ作レリ、若し夫れ賢良貞信の行を重んずれば、必ず將に人を欺かざる士を貴ぶ者も、亦己れ自ら人に欺かれざる術なきなり、布衣無官の士の相與に交るには、富貴の以て相利することなく、威勢の以て相懼ることなきなり、故に互に人を欺かざる士を求むるなり、今人主、人を制する勢に處て、一國の富厚を有ち、重賞嚴誅、其の柄を操ることを得て、以て明術の照す所を脩めば、田常、子罕の如き叛逆の臣ありと雖も、敢て欺かれざらむ、何ぞ人を欺かざる士を待たむ、今貞信の士は、十人に盈たずして、一境内の官吏は、百を以て數ふ、必ず貞信の士に任ぜむとせば、其の人寡くして、官に任ずるに足らざらむ、其の人寡くして、官に任ずるに足らざれば、治ること寡くして、亂ること多からむ、故に明主の道は、法を專一にして、智を求めず、術に因りて、信を慕はず、故に法敗れずして、羣官姦詐なし。

今人主之於言也，說其辯而不求其當焉，其用於行也，美其聲而不責其功焉，是以天下之衆，其談言者務爲辨，而不周於用，故舉先王言仁義者，盈庭而政不免於亂，行身者競於爲高，而不合於功，故智士退處巖穴，歸祿不受，而兵不免於弱，兵不免於弱，政不免於亂，此其故何也？民之所譽，上之所禮，亂國之術也。

【說其辯】：說ハ、悅ト通ズ。【其用於行也】：用ノ字ハ術ナリ。【其談言者】：談言ハ、言談ノ顛倒ナリ、下文ノ言談證スベシ、今人主の言に於けるは、其の辯口を悦びて、其の當を求めず、其の行に於けるは、其の名聲を美として、其の功を責めず、是を以て、天下の衆、其の言談する者、務めて辯口を爲して、實用に周到ならず、故に先王の事跡を擧げ稱し、仁義を言ふ者、朝廷に盈ちて、政亂ることを免れず、身に行ふ者、高きを爲すに競ひて、功に合せず、故に智士退きて、山林巖穴に處り、祿を辭し、祿を歸して、受けずして、兵弱きことを免れず、兵弱きことを免れず、政亂ることを免れず、此れ其の故は何ぞといふに、民の譽むる所、上の禮する所、亂國の術なればなり。

今境内之民皆言治，藏商管之法者家有之，而國愈貧，言耕者衆，執耒者寡也。境内皆言兵，藏孫吳之書者家有之，而兵愈弱，言戰



者多披甲者少也故明主用其力不聽其言賞其功必禁無用故民盡死力以從其上

【商管之法】...商管ハ、管仲ニ作ルベシ、管ハ、管仲、商ハ、商鞅ナリ、其ノ法令ノ書ハ、管子八十六篇、商子二十六篇ナリ、【孫吳之書】...孫ハ、孫武、吳ハ、吳起ナリ、其ノ書ハ、孫子十三篇、吳子六篇ナリ、【披甲】...一本ニハ、披ヲ被ニ作レリ、今一境内ノ民、皆治道を言ひて、管仲、商鞅ノ法令ノ書を藏むる者、家毎に之れあれども、國愈々實シキハ、口ニ耕作を言ふ者衆クして、手ニ來(スキ)を執る者寡ければなり、一境内ノ民、皆兵法を言ひて、孫武、吳起ノ書を藏むる者、家毎に之れあれども、兵愈々弱シキハ、口ニ戰爭を言ふ者多クして、身ニ甲冑を披(キ)る者少ければなり、故に明主は、其ノ力を用ひて、其ノ言を聽かず、其ノ功を賞して、必ず無用を禁ず、故に民死力を盡して、以て其ノ上に従ふ、

夫耕之用力也勞而民爲之者曰可得以富也戰之事也危而民爲之者曰可得以貴也今脩文學習言談則無耕之勞而有富之實無戰之危而有貴之尊則人孰不爲也是以百人事智而一人用力事智者衆則法敗用力者寡則國貧此世之所以亂也故明主之國無書簡之文以法爲教無先王之語以吏爲師無私劍之捍以斬首爲勇是境内之民其言談者必軌於法動作者歸之於功爲勇者盡之於軍是故無事則國富有事則兵彊此之謂王資既畜王資而承敵國之釁超五帝侔三王者必此法也

【戰之事也危】...【書簡之文】...【詩經、書經ナドナイフ、簡ハ、竹簡ナリ、無私劍之捍】...【捍ハ、捍ト通ズ、勇ナリ、以斬首】...【首ノ上ニ敵ノ字ヲ脱セルナラム、是境内之民】...【是ノ下ニ以ノ字ヲ脱セルナラム、軌於法】...【軌ノ下ニ以ノ字ヲ脱セルナラム、五帝、三王、夏ノ禹王、殷ノ湯王、周ノ文王、武王ナリ、】

下ニ之ノ字アルベシ、【五帝】...【史記ニハ、黃帝、顓頊、帝嚳、唐虞、虞舜ヲ五帝トシ、孔安國ノ尙書ノ序ニハ、少昊、顓頊、高辛、唐、虞ヲ五帝トセリ、】...【三王】...【齊シキナリ、三王ハ、夏ノ禹王、殷ノ湯王、周ノ文王、武王ナリ、】  
夫耕耕作の力を用ゐること、は苦勞なれども、民其の苦勞を厭はずして、之れを爲すは、作得を以て富むことを得べしと曰ひてすることなり、戰國の事は危險なれども、民其の危險を辭せずして之れを爲すは、戰功を以て貴くなることを得べしと曰ひてすることなり、然るに今文學を脩め、言談を習へば、耕作の苦勞なくして、富厚の實益あり、戰國の危險なくして、高貴の尊榮あれば、人孰れか之れを爲さざらむ、是を以て、苦を去り樂に就くが故に、百人智賢を仕事として、一人勞力を用ゐる割合になるなり、智賢を仕事とする者衆ければ、法敗れ、勢力を用ゐる者寡ければ、國實し、此れ世の亂る、所以なり、故に明主の國には、詩經、書經の如き書簡の文なく、現行の法令を以て教訓とす、禹、湯、文、武の如き先王の語なく、現在の官吏を以て師範とす、私劍刺客の勇悍なく、敵の首を斬るを以て勇勇とす、是を以て、一境内の民、其の言談する者は、必ず法に軌範を取り、動作する者は、其の結局を功に歸し、勇を爲す者は、之れを軍事に盡すなり、是の故に、事なれば國富み、事あれば兵強し、此れを王業の資本といふ、既に王業の資本を蓄へて、敵國の釁(スキ)を待ち承けて活動す、古の五帝に超え、三王に齊しき者は、必ず此の法なり、

今則不然士民縱恣於内言談者爲勢於外外内稱惡以待彊敵不亦殆乎故羣臣之言外事者非有分於從衡之黨則有仇讎之患而借力於國也從者合衆弱以攻一彊也而衡者事一彊以攻衆弱也皆非所以持國也今人臣之言衡者皆曰不事大則遇敵受禍矣事大未必有實則舉圖而委地效璽而請兵矣獻圖則地削效璽則名卑地削則國削名卑則政亂矣事大爲衡未見其利也而亡地亂政矣人臣之言從者皆曰不救小而伐大則失天下失天下則國危國危而主卑救小未必有實則起兵而敵大矣救

小未必能存而交大未必不有疏有疏則爲疆國制矣出兵則軍敗退守則城拔救小爲從未見其利而亡地敗軍矣是故事疆則以外權市官於內救小則以內重求利於外國利未立封土厚祿至矣主上雖卑人臣尊矣國地雖削私家富矣事成則以權長重事敗則以富退處人主之聽說於其臣事不成則爵祿已尊矣事敗而弗誅則游說之士孰不爲用贈繳之說而傲倖其後

【釋】：「稱怨」：謂怨二作ルベシ、稱怨ハ、怨ヲ結ブナリ、「從衛」：合從連衡ナリ、合從トハ、權ヲ合ハスルナリ、連衡トハ、權ニ連ヌルナリ、權ヲ合ハストハ、地圖ノ上ニテ、南北ヲ縱トスルガ故ニ、韓、魏、趙、楚、燕、齊ノ六國ヲ縱貫シ、之レヲ一國トシテ、四ノ方ニ在ル秦ニ敵對スルナリ、權ニ連ヌルトハ、地圖ノ上ニテ、東西ヲ橫トスルガ故ニ、四ノ方ナル秦ノ一國ニ、他ノ六國ヲ引キ付ケテ服從セシムルナリ、合從ハ、蘇秦ノ六國ノ爲メニセシ計策ナリ、連衡ハ、張儀ノ秦ノ爲メニセシ計策ナリ、「獻國」：國ハ、版圖ナリ、版ハ、戶籍、圖ハ、地圖ナリ、故ニ「獻國」：國君ノ印璽ヲ差シ出スナリ、「國削」：削ハ、危ノ誤ナラム、「交大」：大ハ、多ノ誤ナラム、「市官於內」：市ハ、買アリ、賣アリ、官ハ、官ナリ、事不成則爵祿已尊矣、「則ハ、而ノ字ト散シテ看ム、「贈繳」：七射(イグルミ)ナリ、矢ニ絲ヲ附ケテ鳥ヲ射取ルコトナリ、空言ヲ以テ利ヲ射ルニ譬ヘタルナリ、「傲倖」：傲ハ、倖ナリ、今は則ち然らず、士民は内に縱恣(ホシイマ)にし、言談するは勢を外に爲し、外内怨を結びて、以て強敵の來襲を待つ、是れも亦危險ならざらむや、故に軍臣の外事を言ふ者は、合從連衡の黨派を分つことあるにあらざれば、其の身に仇讎の患ありて、力を人の國に會するなり、合從とは、韓、魏、趙、楚、燕、齊の六國の衆くの弱きを合せて、以て秦の衆くの弱きを攻むることなり、而して連衡とは、韓、魏、趙、楚、燕、齊の六國の衆くの弱きを秦の六國の衆くの強き者に事へしめて、以て其の衆くの弱きを攻むることなり、合從も、連衡も、皆國を維持する所以にあらざるなり、今人臣の連衡の策を言ふ者は、皆大國(秦)を指すに事へずば、敵に遇ひ禍を受けむと曰へり、然れども單に大國に事ふといふのみにては、未だ必しも其の實ありとは限らざれば、國の戶籍と地圖とを奪はれて、殘らず獻じて、其の土地を委棄し、國君の印璽を差し出して、守備の兵を請ふこと、ならむ、國の戶籍と地圖とを獻ぜば、土地削り取られ、國君の印璽を差し出さば、名義卑しくならむ、土地削り取られ、國危く、名義卑しくならば、政亂れむ、大國に事へて連衡を爲すとも、未だ其の利益を見ずして、地を亡び政を亂さむ、又人臣の合從の策を言ふ者は、皆小國(六國)を指すを救ひて、大國を伐たずば、天下を失はむ、天下を失はば、國危からむ、國危からば、主卑しからむと曰へり、然れども單に小國を救ふといふのみにては、未だ必しも其の實ありとは限らざれば、兵を起して大國に敵すること、ならむ、小國を救はば、未だ必しも能く其の國を存すとは限らずして、多くの國(六國)を指すと交らば、未だ必しも疏隔することあらざらむ、同盟互に疏隔することあらば、強國(秦)を指すに制せられむ、其の強國に敵せむとて、兵を出さば、軍敗れむ、退きて守らば、城拔かれむ、小國を救ひて、合從を爲すとも、未だ其の利益を見ずして、地を亡び軍を敗らむ、是の故に、游說の士は、強國に事へば、外國の權を以て官を内國に買ひ、小國を救はば、内國の重きを以て、利益を外國に求めむ、國の利益は、未だ成り立たざるに、封土厚祿彼れの身に至らむ、主上卑しと雖も、人臣尊く、國地削らると雖も、私家富まむ、事成らば、己の權を以て長く重んぜられ、事敗れば、己の富を以て退きて處らむ、人主合從連衡の說を其の臣に聽けば、事未だ成らずして、爵祿已に尊く、事敗れても誅せられざれば、游說の士、孰れか贈繳(イグルミ)にて鳥を射取るやうなる說を用ひて、利を射ることを其の事後に僥倖することを爲さむ。

故破國亡主以聽言談者之浮說此其故何也是人君不明於公私之利不察當否之言而誅罰不必其後也皆曰外事大可以王小可以安夫王者能攻人者也而安則不可攻也疆則能攻人者也治則不可攻也治疆不可責於外內政之脩也今不行法術於內而事智於外則不至於治疆矣鄙諺曰長袖善舞多錢善賈此言多資之易爲工也故治疆易爲謀弱亂難爲計故用於秦者十變而謀希失用於燕者一變而計希得非用於秦者必智用於燕者必愚也蓋治亂之資異也

【釋】：「人君不明於公私之利」：一本ニハ、於ナ乎ニ作レリ、共ニ衍ナリ、「外事」：事外ニ作ルベシ、合從連衡ノ類ナリ、「疆則能攻人者也」：則ハ、者ニ作ルベシ、「治則不可攻」：治ノ上ニ而ノ字アルベシ、上文證スベシ、「易爲工」：工ハ、巧ナリ、「一變而計希得」：故に破る、國亡ぶる主は、以て言談する者の浮說を聽く、此れ其の故は何ぞといふに、是れ人君、公私の利益に明ならず、當否の言を察せずして、其の說國の害になりて、誅罰其事後に必せざればなり、故に此の輩は皆曰はく、外國に對すること仕事とせよ、大ならば以て

天下に王たるべく、小ならば以て其の國安かるべしと、夫れ王者は能く人を攻むる者なり、而れども其の國安ければ攻むべからざるなり、強者は能く人を攻むる者なり、而れども其の國治れば攻むべからざるなり、治ると強きとは、外に責め求むべからず、内政の修るなり、今法術を内に行はずして、智慧を働かせることを外に向ひて仕事とせば、治りて強くなるに至らざる、野鄙なる謀に曰はく、長袖善く舞ひ、多錢を内に行はずして、此れ資財の多き者の巧妙なる手段を爲し易きことを言へるなり、故に治りたる國強き國は、謀計を爲し易く、弱き國亂れたる國は、謀計を爲し難し、故に治りて強き秦に用ゐらるる者は、十たび謀計を變更しても、其の謀計を失ふこと稀なり、亂れて弱き燕に用ゐらるる者は、十たび謀計を變更しても、其の謀計を得ること稀なり、秦に用ゐらるる者は必ず智にして、燕に用ゐらるる者は必ず愚なるにはあらざるなり、蓋し治亂の資本異なればなり、

故周去秦爲從、期年而舉、衛離魏爲衡、半歲而亡、是周滅於從、衛亡於衡也、使周衛緩其從衡之計、而嚴其境內之治、明其法禁、必其賞罰、盡其地力、以多其積、致其民死、以堅其城守、天下得其地、則其利少、攻其國、則其傷大、萬乘之國、莫敢自頓於堅城之下、而使彊敵裁其弊也、此必不亡之術也、舍必不亡之術、而道必滅之事、治國者之過也、智困於內、而政亂於外、則亡不可振也、

【周去秦爲從、期年而舉】：期年ハ、滿一箇年ナリ、周ノ報王ノ五十九年ニ、西周秦ニ倍キ、諸侯ト合從スルコトヲ約束セシニ、秦ノ昭王怒リテ西周ヲ攻メシカバ、西周ノ君頓首シテ罪ヲ受ケテ、盡ク其ノ邑ヲ獻ジタリ、【衛離魏爲衡、半歲而亡】：此ノ事未ダ聞カズ、【桓於堅城之下】：桓ノ下ニ兵ノ字ヲ脱セルナラハ、桓ハ、鈍ト同シ、鈍弊スルナリ、【裁其弊】：裁ハ、計ルナリ、乘ズル意ナリ、【道必滅之事】：道ハ、由ルナリ、【智困於內、而政亂於外】：智困於外、而政亂於內ノ誤ナラハ、不可振振、振ハ、救フナリ、【故に周は秦を離れ去りて、合從を爲して、滿一箇年にして、其の國を秦に擧げ取られ、衛は魏を離れ去りて、連衡を爲して、半歲にして亡びたり、是れ周は合從に亡び、衛は連衡に亡びたるなり、若し周と衛とをして、其の合從連衡の計策を緩くして、其の境内の政治を嚴にし、其の法禁を明にし、其の賞罰を必ず行ひ、其の土地の力を用ゐ盡して、以て其の米穀の蓄積を多くし、其の民の死力を致して、以て其の城守を堅くせしめば、天下其の地を得れば、其の利益割合に少く、其の國を攻むれば、其の兵力を傷くると割合に大なれば、萬乘の大國、敢て自ら兵を其の堅城の下に鈍弊せしめて、強敵をして其の疲弊せるに乗せしむることなからむ、此れ周と衛との必ず亡びざる術なり、ざるを必ず亡びざる術を捨て、必ず亡ぶる合從連衡の事によりたるは、國を治むる者の過失なり、智外に苦みて、政内に亂るれば、其の滅亡は、救ふべからざるなり、

民之故計、皆就安利、皆避危窮、今爲之攻戰、進則死於敵、退則死於誅、則危矣、棄私家之事、而必汗馬之勞、家困而上弗論、則窮矣、窮危之所在也、民安得勿避、故事私門、而完解舍、解舍完則遠戰、遠戰則安、行貨賂、而襲當塗者、則求得、求得則私安、私安則利之所在、安得勿就是、以公民少、而私人衆矣、

【故計】：常計トイハムガ如シ、【爲之攻戰】：之ハ、國ヲ指ス、【事私門、而完解舍】：私家ノ利益ヲ謀ルコトヲ仕事トシテ、兵役ヲ完全ニ免レムトスルナリ、【襲當塗】：襲ハ、因ルナリ、依賴スルナリ、當塗ハ、當路ナリ、【求得則私安】：私ハ、利ニ作ルベシ、安ハ、下句ニ屬スベシ、【私安則利之所在】：私安則ノ三字ハ衍ナリ、  
【民之常計】：皆安穩と利益とに就き、皆危險と貧窮とを避く、今國の爲めに攻め戦ひて、進みては敵に死し、退きては敗軍の罪にて誅に死するは、危險なることなり、私家の事を投げ棄て、馬に汗をかいて、戦場に馳け廻る辛勞を必とし、それが爲めに一家困窮すれども、上其の功を論ぜざれば、貧窮す、貧窮危險の在る所は、民何として避くることなきことを得む、故に私家の利益を謀ることを仕事として、兵役を完全に免れむとす、兵役を完全に免るれば、戰爭に遠ざかる、戰爭に遠ざかれば、安穩なり、貨賂(マヒナヒ)を行ひて、當路の者に依賴すれば、願ひ求むること得らる、願ひ求むること得らるれば、利益あり、安穩利益の在る所には、何とて就くことなきことを得む、是を以て、公民少くして、私人衆し、以上第三段、世俗の賢者智者と稱する者及び合從連衡の徒を排撃す、

夫明主治國之政、使其商工游食之民少、而名卑、以寡趣本務、而外末作、今世近習之請行、則官爵可買、官爵可買、則商工不卑也、矣、姦貨財賈得用於市、則商人不少矣、聚斂倍農、而不貴耕戰之士、則耿介之士寡、而高價之民多矣、

【以寡】…寡ノ字ハ衍ナリ、【商工不卑也矣】…也ノ字ハ衍ナリ、【案數倍農】…租稅ヲ取り立ツルコト、農民ニ商工ノ倍額ヲ賦課スルナリ、【耿介】…堅確ニシテ守ルコトアルナリ、【高價之民】…高價ハ、商買ニ作ルベシ、廣絶交論ノ耿介之士、疾ニ其若ク新ノ注ニ此ノ文ヲ引キテ、商買之民ニ作レリ、

夫れ明主の國を治むる政は、其の商工游食の民を少からしめ、名義を卑しからしめて、以て耕織の本務に趣きて、商工の末作を外にせしむ、今の世は、君の左右に近習する者の請謁行はるれば、其の手裏にて、金錢を以て官爵を買はるべし、金錢を以て官爵を買はるべければ、商工の財ある者は、之れを買ふが故に、商工の名義卑しからず、委曲なる貨財、貨財ある商買、市に用ゐられ、幅を利かすことを得れば、商人少からず、租稅を取り立つること、農民に商工の倍額を賦課して、耕作戦闘する士を貴ばざれば、堅確にして守ることある士寡くして、商買の民多し、

是故亂國之俗、其學者則稱先王之道、以藉仁義、盛容服、而飾辯說、以疑當世之法、而二人主之心、其言古者、爲設詐稱、借於外力、以成其私、而遺社稷之利、其帶劍者、聚徒屬、立節操、以顯其名、而犯五官之禁、其近御者、積於私門、盡貨賂、而用重人之謁、退汗馬之勞、其商工之民、修治苦竄之器、聚沸靡之財、蓄積待時、而伴農夫之利、此五者、邦之蠹也、人主不除、此五蠹之民、不養耿介之士、則海內雖有破亡之國、削滅之朝、亦勿怪矣、

【藉仁義】…藉ハ、因ルナリ、假託スルナリ、【爲設詐稱】…爲ハ、爲ニ作ルベシ、【五官】…司徒、司馬、司空、司士、司寇ナリ、【苦竄之器】…粗惡ニシテ無用ナル器具ナリ、【沸靡之財】…沸靡ハ、貨財ヲ浪費スルコト、鍋釜ニテ煎沸糜爛スルガ如キナリ、靡ハ、棄ト通ズ、沸靡之財ハ、奢侈ナル貨物ナリ、【伴農夫之利】…伴ハ、借ニ作ルベシ、

是の故に、亂れたる國の風俗は、其の學者は、先王の道を稱して、以て仁義に假託し、容儀服裝を盛んにして、辯說を飾り、以て當世の現時の法を疑はしめて、人主の心を二牛にせしむ、其の古を言ふ者は、偽設詐稱し、外國の力を借りて、以て其の私の利益を成して、社稷の利益を遺忘す、其の劍を帯ぶる者は、徒屬を聚め、節操を立て、以て其の名を顯して、司徒、司馬、司空、司士、司寇の五官の禁を犯す、其の近習侍御の者は、貨財を私門に積み、貨賂を食ひ盡して、重人の請謁を採用し、馬に汗をかかせて、戰場を馳け廻る辛勞ある兵士を退く、其の商工の民は、

粗惡にして無用なる器具を修理し、奢侈なる貨物を寄せ集め、之れを積み蓄へて、時節を待ちて賣り出して、農夫の利益に倍する程の富を爲す、此の學者、古を言ふ者、劍を帯ぶる者、近習侍御の者、及び商工の五つの者は、邦の蠹、即ち木の心を食ふ蟲の如く國家の事を内部より破壊する害物なり、人主此の五蠹の民を除かず、堅確にして守ることある士を養はずば、海内に破れ亡ぶる國、削られ滅ぶる朝廷ありと雖も、亦怪むことなけれ、以上第四段、此に至りて五蠹の名目を脱き出して、上意を總收す、

顯學

此の篇は、儒墨の徒、上古を稱し、仁義を唱ふれども、世に益すること少きことを論じたる者なり、

世之顯學、儒墨也、儒之所至、孔丘也、墨之所至、墨翟也、自孔子之死也、有子張之儒、有子思之儒、有顏氏之儒、有孟氏之儒、有漆雕氏之儒、有仲梁氏之儒、有孫氏之儒、有樂正氏之儒、自墨子之死也、有相里氏之墨、有相夫氏之墨、有鄧陵氏之墨、故孔墨之後、儒分爲八、墨離爲三、取舍相反不同、而皆自謂眞、孔墨、孔墨不可復生、將誰使定後世之學乎、孔子墨子俱道堯舜、而取舍不同、皆自謂眞、堯舜、堯舜不復生、將誰使定、儒墨之誠乎、殷周七百餘歲、虞夏二千餘歲、而不能定、儒墨之眞、今乃欲審堯舜之道、於三千歲之前、意者其不可必乎、無參驗而必之者、愚也、弗能必而據之者、誣也、故明據先王、必定堯舜者、非愚則誣也、愚誣之學、雜反之行、



行無常議、夫冰炭不同器而久、寒暑不兼時而至、雜反之學、不兩立而治、今兼聽雜學、繆行同異之辭、安得無亂乎、聽行如此、其於治人、又必然矣、

【言無定術、行無常議】：術ト謂ト地ヲ易フヤシ、【冰炭】：炭ハ、火ナリ、【雜學】：雜ト學トノ間ニ反之ノ二字ヲ脱セリ、上文例スベシ、【同異之辭】：異ノ字ヲ主トシテ看ヨ、主義ノ異ナル辭ナリ、  
【兩立】：意味不安の學、雜反の辭、競争して、人主俱に之れを聽けり、故に海内の士、言に定議なく、行に常術なし、夫れ冰と火とは久しく容器を同じくすべからず、寒暑は時を兼れて同時に至らず、雜反の學は、兩立しては治らず、さるを今雜反の學を兼れ聽き、同異の辭を兼（アヤ）リ行ひて、其の是非を辨じて之れを取捨することなければ、何とて亂るることなきことを得む、之れを聽き之れを行ふこと此の如くなれば、其の人を治むる上に於て、又必ず混淆して、其の善惡を知ることをばざらむ、以上第二段、人主儒者と墨者との辨儀の相反し、漆雕と宋榮子との持論の相反せるを、兼れて之れを讀し、愚誣の學、雜反の辭を俱に聽くが故に、海内の士の言に定議なく、行に常術なきことを取す、

今世之學士、語治者多、曰、與貧窮地、以實無資、今夫與人相善也、無豐年旁入之利、而獨以完給者、非力則儉也、與人相善也、無饑饉疾疢禍罪之殃、獨以貧窮者、非侈則墮也、侈而墮者、貧而力而儉者、富、今上徵斂於富人、以布施於貧家、是奪力儉、而與侈墮也、而欲索民之疾、作而節用、不可得也、

【今夫與人相善也】：善ハ、等ノ誤ナリ、下同シ、【旁入】：副産物ノ收入ナリ、【疾疢】：疾ハ、久シキ病ナリ、【獨以貧窮者】：獨ノ上ニ而ノ字ヲ脱セルナラム、【非侈墮也】：墮ハ、惰ト通ズ、  
【兩端】：今世の學士の治道を語る者は、多く曰はく、貧窮の者に土地を與へて、以て資力なき者を充實せしめよと、今夫れ此に人ありて、其の田畝財產の多少、他人と相等しきなり、然るに豐年の收穫及び副産物の收入の利益なくして、其の人獨り以て完全に供給するは、勉力するにあらざれば、節儉するなり、又此に人ありて、其の田畝財產の多少、他人と相等しきなり、然るに饑饉疾疢禍罪の殃なくして、其の人獨り以て

貧窮するは、奢侈なるにあらざれば、怠惰なるなり、奢侈にして怠惰なる者は貧しくして、勉力して節儉する者は富む、さるを今、上、富人より物を徴斂（ト）りて、以て貧家に布き施すは、是れ勉力節儉する者より物を奪ひて、奢侈怠惰なる者に與ふるなり、而して民の勤勉して疾く物を作りて、費用を節約することを棄めむと欲すとも、得べからざらむ、

今有人於此、義不入危城、不處軍旅、不以天下大利、易其脛、一毛、世主必從而禮之、貴其智、而高其行、以為輕物、重生之士也、夫上陳良田大宅、設爵祿、所以易民死命也、今上尊貴輕物、重生之士、而索民之出死、而重殉上事、不可得也、藏書策、習談論、聚徒役、服文學、而議說、世主必從而禮之、曰、敬賢士、先王之道也、夫吏之所稅、耕者也、而上之所養、學士也、耕者則重稅、學士則多賞、而索民之疾、作而少言、談不可得也、立節參名、執操不侵、怨言過於耳、必隨之以劍、世主必從而禮之、以為自好之士、夫斬首之勞、不賞、而家鬪之勇、尊顯、而索民之疾、戰距敵、而毋私鬪、不可得也、國平則養儒俠、難至則用介士、所養者非所用、所用者非所養、此所以亂也、且夫人主之聽於學也、若是其言、宜布之官、而用其身、若非其言、宜去其身、而息其端、今以為是也、而弗布於官、以為非也、而不

息其端，是而不用，非而不息，亂亡之道也。

【書策】：書册ナリ。【徒役】：生徒ナリ。【拒敵】：拒ト通ズ。今此に人ありて、其の主義として、危き城に入らず、軍旅戦陣の中に處らず、與ふるに天下の大利を以てせむとして、其の歴の一筋の毛にだにも取り易へざれば、世の人は、必ず從ひて之れを敬禮し、其の智の能く危難を避くるを賞びて、其の行の利益に動かざるを高くし、物を輕んじ生を重んずる士なりと思ふなり。夫れ上の良田大宅を陳列し、爵祿を散くるは、民の死命と交易する所以なり。さるを今、上、物を輕んじ生を重んずる士を尊貴して、民の死力を出して上の事に殉(シマカ)ふことを重んぜむことを樂むとも、得べからざらむ。書册を藏し、談論を習ひ、生徒を聚め、文學に服事して、議論すれば、世の人は、必ず從ひて之れを敬禮して、賢士を敬ふは、先王の道なりと曰ふなり。夫れ官吏の税を取り立つる所は、耕作する者なり、而して上の養ふ所は、學士なり、耕作する者には税を重くし、學士には賞を重くす、而して民の勤勉して疾く物を作りて言談すること少からむことを樂むとも、得べからざらむ。節操を勵まし立て、參ふるに名譽を以てし、志操を堅く執り守りて、人に從し侮られず、己れを怨む言語耳に過ぐれば、必ず之れに追隨するに劍を以てして、之れを殺せば、世の人は、必ず從ひて之れを敬禮して、自ら名譽を好む士なりと思ふなり。夫れ戰場にて敵の首を斬る功勞ある者は賞せられずして、一家の事に闘争する勇者は尊顯せらる、而して民の疾く戦ひ敵を拒きて、私に闘ふことなからむことを樂むとも、得べからざらむ。國平穩なれば、儒者快者を養ひ、危難至れば、介冑の士を用ふる、養ふ所は用ふる所にあらず、用ふる所は養ふ所にあらず。是れ亂る、所以なり。且つ夫れ人主の學者に聽くは、若し其の言を是なりとせば、宜しく之れを官に布告して、其の身を用ふるべし。若し其の言を非なりとせば、宜しく其の身を退け去りて、其の端緒を息むべし。然るに今以て是なりとしながら、官に布告せず、以て非なりとしながら、其の端緒を息めず、是なりとして用ふる、非なりとして息めざるは、亂れ亡ぶる道なり。以上第三段、今の學者の專政の圖見を排し、世主の體快無用の徒を重んじ、耕作有用の民を輕んずる弊を論ず。

澹臺子羽、君子之容也。仲尼幾而取之、與處久而行不稱其貌。宰予之辭、雅而文也。仲尼幾而取之、與處久而智不充其辨。故孔子曰、以容取人乎、失之子羽。以言取人乎、失之宰予。故以仲尼之智而有失實之聲、今之新辨、濫乎宰予、而世主之聽、眩乎仲尼。爲悅其言、因任其身、則焉得無失乎。是以魏任孟卯之辨、而有華下之患。趙任馬服之辨、而有長平之禍。此二者任辨之失也。

【澹臺子羽】：澹臺ハ姓、子羽ハ字ナリ。名ハ滅明トイフ、孔子ノ弟子ナリ。【與而取之】：與ハ、期ナリ。【宰予】：字ハ子我トイフ、孔子ノ弟子ナリ。【有失實之聲】：聲ハ、評判ナリ。【魏任孟卯之辨】：孟卯ハ、芒卯ナリ。初見秦策ニ、天下又比周而軍三、秦ノ將白起、括ノ軍四十五萬ヲ長平ニ院殺セリ。【趙任馬服之辨】：馬服ハ、趙ノ將ナル趙奢ノ子ノ括ナリ。趙ノ孝成王ノ六年ニ、桑ノ將白起、括ノ軍四十五萬ヲ長平ニ院殺セリ。【澹臺子羽は、君子の容貌ありければ、其の師の仲尼、たしかに君子なるべしと期待して、之れを取りて、與に處ること久しかりき、而るに其の行狀、其の容貌に稱(ソリア)はずして、君子ならざりき、宰予の言辭は、閑雅(ミナモト)にして、文章ありければ、其の師の仲尼、たしかに智者なるべしと期待して、之れを取りて、與に處ること久しかりき、而るに其の才智、其の辯舌に充當せずして、智者ならざりき、故に孔子の曰はく、容貌を以て人を取らむ、吾れは之れを子羽に失(トイソコナ)へり、言辭を以て人を取らむ、吾れは之れを宰予以失(トイソコナ)へり、故に仲尼の明智を以てす、實を失ふ評判あり、今の新しき辯舌は、宰予以り濫雜にして、世の人の主の聽くこと、は仲尼より眩惑すれば、其の言を悦ぶ爲めに、それに因りて其の身に任ぜば、失ふことなきを得む、是を以て、魏は孟卯の辯舌に任じて、華陽の城下に敗軍したる患あり、趙は馬服の辯舌に任じて、長平に敗軍したる禍あり、此の二つの者は、辯舌に任じたる過失なり。

夫視鍛錫而察青黃、區冶不能以必劍、水擊鴻鴈、陸斷駒馬、則賊獲不疑、鈍利發齒、吻相形容、伯樂不能以必馬、授車就駕、而觀其末塗、則臧獲不疑、驚良觀容、服聽辭、言仲尼不能以必士、試之官職、課其功伐、則庸人不疑於愚智。

【鍛錫】：鍛ハ、鍛ニ作ルベシ。古ハ錫ヲ銅ニ雜ヘテ兵器ヲ作レリ。【青黃】：銅ノ色ナリ。【區冶】：造人ノ善ク劍ヲ鑄ル者ナリ。前ニ見エタリ。【不疑鈍利】：疑ト鈍トノ間ニ於テ字ヲ脱セルナラフ。【末塗】：馬ノ疲レル時タイフ。【不疑驚良】：驚ト疑トノ間ニ於テ字ヲ脱セルナラフ。【功伐】：功ヲ積ムチイフ。【伯樂】：夫れ鍛錬したる錫を視て、色の青黃を察するのみならず、古の善く劍を鑄る區冶も、以て劍の鈍利を必ず見極むること能はざらむ。水に鴻鴈を擊ち、陸に駒馬を斷たば、心なき奴婢も、其の鈍利を疑はずして決するならむ。齒と吻(クチビル)とを發き、形容を相するのみならず、古の善く馬を相する伯樂も、以て馬の驚良を必ず見極むること能はざらむ。車を授け駕に就けて馳驅せしめて、馬の疲れたる時を觀ば、心なき奴婢も、其の驚良を疑はずして、決するならむ。容貌衣服を觀、辭言を聽くのみならず、強人の仲尼も、以て士の愚智を必ず見極むること能はざらむ。之れを官職に試み、其の功伐(チカラ)を課せば、凡庸の人も、其の愚智を疑はずして決するならむ。

故明主之吏宰相必起於州部、猛將必發於卒伍、夫有功者必賞、

則爵祿厚而愈勸、遷官襲級、則官職大而愈治、夫爵祿大而官職治、王之道也、磐石千里、不可謂富、象人百萬、不可謂彊、石非不大、數非不衆也、而不可謂富彊者、磐石不生粟、象人不可使拒敵也、今商官技藝之士、亦不耕而食、是地不墾、與磐石一貫也、儒俠毋軍勞、顯而榮者、則民不使、與象人同事也、夫禍知磐石象人、而不知禍、商官儒俠、爲不墾之地、不使之民、不知事類者也、

【顯而榮者】：顯而、而顯ノ顯倒ナラム、【顯知磐石象人】：顯知ハ、知顯ノ顯倒ナラム、故に明主の官吏は、宰相は必ず州部の小吏より起り、猛將は必ず卒伍の末輩より發す、夫れ功ある者は必ず賞せらるれば、爵祿厚くして、愈々勸み動む、官を遷し級を重ねれば、官職大にして、愈々治る、夫れ爵祿大にして、官職治るは、王者の道なり、磐石(イチマイシ)千里、千里をきたればとて、富むと謂ふべからず、人形百萬あればとて、強しと謂ふべからず、千里の石は大ならざるにあらず、百萬の數は衆ならざるにあらず、富強と謂ふべからざるは、磐石には米粟を生ぜず、人形には敵を拒がしむべからざればなり、今商官の貨を納れて官を得たる者、さては技藝の士も、亦耕さずして食ふ、是れ土地の開墾せざる事、磐石と同様なり、儒者俠者軍勞なくして顯榮なれば、民使はれず、是れ人形と事と同じくするなり、夫れ磐石人形を顯なりとする事を知りて、商官の貨を納れて官を得たる者、儒者、俠者の、開墾せざる土地、使はれざる民たることを顯なりとする事を知らざるは、事の類を知らざる者なり、以上第四段、辯說を以て人を取る、この説を論じ、人を取るには、官職に試み、功伐を課し、漸次に下級より上級に進ましむべきことを説き、商官儒俠を無用なる磐石象人に此す、

故敵國之君王、雖說吾義、吾弗入貢、而臣關內之侯、雖非吾行、吾必使執禽、而朝、是故力多則人朝、力寡則朝於人、故明君務力、夫嚴家無悍虜、而慈母有敗子、吾以此知威勢之可以禁暴、而德厚

之不足、以止亂也、

【說吾義】：説ハ、悅ト通ズ、【吾弗入貢而臣】：吾ノ字ハ衍ナリ、【關內之侯】：國境ノ關門ノ内ノ諸侯トイフコトニテ、諸侯ノ資格ノミアリテ、領地ナキ者ナリ、【執禽】：卿ハ燕ヲ執リ、大夫ハ雁ヲ執リ、士ハ雉ヲ執ルナリ、【悍虜】：強情ナル奴僕ナリ、故に敵國の君王は、吾が義を悦ぶと雖も、入貢して吾れに臣たらざるは、義は以て他を服するに足らざればなり、關内の諸侯は、吾が行な非難すと雖も、吾れ必ず君に見ゆる手土産の禽を執りて來朝せしむるは、威は以て人を服するに足ればなり、是の故に、力多ければ人來朝し、力寡ければ人に參朝す、故に明君は力を務む、夫れ嚴整なる家には、強情なる奴僕なくして、慈愛なる母には、失敗する子供あり、吾れ此れを以て威勢の以て暴を禁ずべくして、德厚の以て亂を止むるに足らざることを知れるなり、

夫聖人之治國、不恃人之爲吾善也、而用其不得爲非也、恃人之爲吾善也、境內不什數、用人不得爲非、一國可使齊爲治也、用衆而舍寡、故不務德而務法、

【什數】：什ハ、十ナリ、夫れ聖人の國を治むるは、人民の己れ自身の善を爲すことを恃まずして、其の非を爲すことを得ざることを用ぬるなり、人民の己れ自身の善を爲すことを恃めば、一境の内に十數人はあらむ程に少し、人民の非を爲すことを得ざることを用ぬれば、人口のあらむ限り、一齊に治むることを爲さしむべきなり、衆を用ゐて寡を舍つ、故に德を務めずして法を務む、

夫必恃自直之箭、百世無矢、恃自圓之木、千歲無輪矣、自直之箭、自圓之木、百世無有一、然而世皆乘車射禽者、何也、隱括之道用也、雖有不恃、隱括而有自直之箭、自圓之木、良工弗貴也、何則、乘者非一人、射者非一發也、不恃賞罰、而恃自善之民、明主弗貴也、何則、國法不可失、而所治非一人也、故有術之君、不隨適然之善、





治之然猶啼呼不止嬰兒子不知犯其所小苦致其所大利也

【欲得民之心】欲ノ字ハ衍ナリ、【割首】髪ヲ割ルナリ、【擗】打テ裂クナリ、【殺益】殺ハ、漸クナリ、今ノ治むることを知らざる者は、必ず民の心を得よと曰ふ、民の心を得て以て治むることをすべくば、是れ伊尹、管仲は賢なりと雖も、其の治を致す術を用ゆる所なく、將に民に聽かむとするのみならむ、然れども民の智慧の用ゆるべからざることは、猶ほ嬰兒(ミドリコ)の心のごときなり、夫れ嬰兒は、髪を剃らざれば、氣結ばる、が故に、腹痛を起し、髪を剃かざれば、腹漸く益す、髪を剃り、腹を裂くには、必ず一人之れを抱きて、慈母之れを療治す、然れども猶ほ啼呼して止まざるは、嬰兒子は、其の髪を剃り、腹を裂きて、小しく苦む所を犯し、其の疾を去り害を除きて、大に利する所を致すことを知らざればなり、

今上急耕田墾草以厚民産也而以上爲酷脩刑重罰以爲禁邪也而以上爲嚴徵賦錢粟以實倉庫且以救饑饉備軍旅而以上爲貪境內教戰陣閱士卒并力疾鬪所以禽虜也而以上爲暴此四者所以治安也而民不知悅也

【倉庫】倉、積ト進メ、今、上の田地を耕し雜草を開墾するを急にするは、以て民の産業を手厚くするなり、而るに民は上を以て殘酷となりす、刑を峻め罰を重くするは、以て邪を禁むむが爲めなり、而るに民は上を以て嚴重なりとす、金錢米粟を徵賦して、以て倉庫に實つるは、且に以て饑饉を救ひ軍旅に備へむとするなり、而るに民は上を以て貪るとす、一境の内にて戰陣を教へ、士卒を閱し、力を并せて疾く鬪はしむるは、敵を禽虜にする所以なり、而るに民は上を以て暴虐なりとす、此の四つの者は、國を治め民を安んずる所以なり、而るに民は悦ぶと知らざるなり、

夫求聖通之士者爲民智之不足師用昔禹決江濬河而民聚瓦石子産開畝樹桑鄭人謗訾禹利天下子産存鄭皆以受謗夫民智之不足用亦明矣故舉士而求賢智爲政而期適民皆亂之端

未可與爲治也

【濬河】濬ハ、深ク通ズルナリ、左傳ニ、子産鄭國ヲシテ章アリ、上下服アリ、田ニ封進アリ、廩弁ニ伍アラシメタルニ、與人(オオカク)ノヒト(ノ)之レヲ誦シテ、吾ガ衣冠ヲ取リテ之レヲ積ニシ、吾ガ田疇ヲ取リテ之レヲ伍ニス、孰レカ子産ヲ殺サム、吾レ其レ之レニ與セムト曰ヘリト見エタリ、夫れ聖賢通明の士を求むるは、民の智慧の師とし用ゆるに足らざるが爲めなり、然るに昔は禹は洪水を治めて、大江の水を切り濬し、黄河を深く通せしに、民は瓦石を築めて、以て禹を聖たむと欲したり、子産は田畝を開き、桑を樹ふたるに、鄭人之れを謗訾せり、禹は天下を利益し、子産は鄭國を存立して、皆以て謗訾を受けたり、夫れ民の智慧の用ゆるに足らざることも亦明けし、故に士を擧げて、賢者を求め、政を爲して、民の欲する所に適へむことを期するは、皆亂の端にして、未だ與に治を爲すべからざるなり、以上第七段、國を治むるに小兒に似たる人民の智を用ゆるべからざることを論ず、

忠孝

此の篇は、主として堯、舜、湯、武、賢人、烈士を説き、下縦横の言に及ぶまで、總べて虚談を用ゆるべからず、惟だ本を務め用る節にすることを以て先にすべきことを論じたる者なり、

天下皆以孝悌忠順之道爲是也而莫知察孝悌忠順之道而審行之是以天下亂皆以堯舜之道爲是而法之是以有亂君有曲父堯舜湯武或反君臣之義亂後世之教者也堯爲人君而君其臣舜爲人臣而臣其君湯武爲人臣而弑其主刑其尸而天下譽之此天下所以至今不治者也

【利其尸】史記ニ、武王封ノ死シタル處ニ至リテ、自ラ之レヲ射ル、三タビ發テテ、而シテ後ニ、車ヲ下リ、鞭劍ヲ以テ之レヲ擊テ、黃鐘ヲ以テ封ノ頭ヲ斬リ、太白ノ旗ニ懸クトアリ、荀子ニハ、赤旗ニ懸クト云ヘリ、天下皆孝悌忠順の道を以て是なりとすれども、孝悌忠順の道を察して審に之れを行ふことを知る者なし、是を以て、天下亂る、天下皆堯、舜の道を以て是なりとして之れに法る、是を以て、亂暴なる君あり、堯、舜、湯、武は、或は君臣の義に反し、後世の教を亂り

し者なり、堯は人君となりて、其の臣を君とし、舜は人臣となりて、其の君を臣とし、(舜を君として)堯は之れが臣なるなり、湯武は人臣となりて、其の主を弑し、其の尸を刑せしに、天下之れを譽めたり、此れ天下の今に至るまで治らざる所以の者なり。

夫所謂明君者、能畜其臣也、今堯自以爲明、而不能以畜舜、舜自以爲賢、而不能以戴堯、湯武自以爲義、而弑其君長、此明君且常與、而賢臣且常取也、故至今爲人子者、有取其父之家、爲人臣者、有取其君之國者矣、父而讓子、君而讓臣、此非所以定位、一教之道也、臣之所聞曰、臣事君、子事父、妻事夫、三者順、則天下治、三者逆、則天下亂、此天下之常道也、明王賢臣、而弗易也、則人主雖不肖、臣不敢侵也。

【夫所謂明君者、能畜其臣也】：一本ニハ、臣ノ上ニ者ノ字アリ、也ノ下ニ所謂賢臣者、能明法辟治官職、以順其君者也ノ十八字アリ、是ナリ、辟、法ナリ、有、取、其父之家】：家ノ下ニ者ノ字ヲ脱セルナラム、臣之所聞曰】：臣ハ、韓非ノ自ラ謂ヘルナリ、蓋シ秦王ニ對ヘルナラム、

【夫の謂ふ所の明君とは、能く其の臣を畜ふ者なり、謂ふ所の賢臣とは、能く法辟(オキテ)を明にし、官職を治めて、以て其の君を順く者なり、然るに今堯は自ら以て明なりとすれども、以て舜を臣とし畜ふこと能はず、舜は自ら以て賢なりとすれども、其の君長を弑せり、此の如くなれば、世に明君と稱せらるゝ者は、且に常に位を與へむとして、賢臣と稱せらるゝ者は、且に常に位を取らむとするなり、故に今に至るまで、堯舜湯武を以て口實として、人の子となる者は、其の父の家を取る者あり、人の臣となる者は、其の君の國を取る者あり、父にして子に讓り、君にして臣に讓る、此れ君臣の位を定め、父子の道を一にする所以の道にあらざるなり、臣(韓非自ラ謂ふ)の聞き及びたる所に曰はく、臣は君に事へ、子は父に事へ、妻は夫に事へ、三つの者順なれば、天下治る、三つの者逆なれば、天下亂ると、此れ天下の常道なり、明王賢臣にして、此の常道を易へずば、人主不肖なりと雖も、臣敢て之れを侵さざらん、】

今夫上賢任智、無常、逆道也、而天下常以爲治、是故田氏奪呂氏於齊、戴氏奪子氏於宋、此皆賢且智也、豈愚且不肖乎、是廢常上賢、則亂、舍法任智、則危、故曰、上法而不上賢。

【上賢】：上ハ、尙ト通ズ、無常、逆道也】：常ノ下ニ舍法ノ二字ヲ脱セルナラム、下文ニ舍法任智則危トアルヲ以テ證スモシ、【田氏奪呂氏於齊】：齊ノ簡公ハ、田常ニ弑セラレタリ、呂ハ、齊ノ姓ナリ、戴氏奪子氏於宋】：戴氏ハ、子罕ヲ稱ス、子ハ、宋ノ姓ナリ、二柄黨ニ、宋君失利、而子罕用之、故宋君見劫トアリ、併セテ看ルベシ、【今夫れ賢を尙び智に任じ、常なくして法を捨つるは、逆道なり、而るに天下常に之れを以て治るとせり、是の故に、田氏は呂氏を齊に奪ひ、戴氏は子氏を宋に奪へり、此れ田氏も戴氏も皆賢にして、且つ智なるなり、いかに愚にして、且つ不肖ならむ、是れ常を廢し賢を尙へば亂れ、法を捨て智に任ずれば危きなり、故に古語に曰はく、法を尙びて、賢を尙はずと、】

記曰、舜見瞽瞍、其容造焉、孔子曰、當是時也、危哉、天下岌岌、有道者、父固不得而子、君固不得而臣也、臣曰、孔子本未知孝悌忠順之道也、然則有道者、進不得爲臣、主退不得爲父子、邪、父之所以欲其賢子者、家貧則富之、父苦則樂之、君之所以欲其賢臣者、國亂則治之、主卑則尊之、今有賢子而不爲父、則父之處家也、苦有賢臣而不爲君、則君之處位也、危、然則父有賢子、君有賢臣、適足以爲害耳、豈得利哉焉。

【記曰、舜見瞽瞍、其容造焉、孔子曰、當是時也、危哉、天下岌岌、有道者、父固不得而子、君固不得而臣也】：造ハ、威ニ同ク、驚フル

親ナリ、雖當ノ二ノ景公遺然變色ノ遺然ニ同ク、岌岌ハ、危キ貌ナリ、孟子ニ、成丘蒙問曰、語云、盛德之士、君不<sub>レ</sub>得而臣、臣不<sub>レ</sub>得而子、舜南面而立、堯帥<sub>レ</sub>諸侯、北面而朝<sub>レ</sub>之、晉、魏亦北面而朝<sub>レ</sub>之、舜見<sub>レ</sub>晉、魏、其容有<sub>レ</sub>變、孔子曰、於<sub>レ</sub>斯時<sub>レ</sub>也、天下殆哉、岌岌乎、不<sub>レ</sub>識此語、誠然乎哉、孟子曰、否、此非<sub>レ</sub>君子之言、齊東野人之語也、トアリテ、孟子ハ之<sub>レ</sub>ヲ否定セリ、【不<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>父】…【不<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>君】…二ツノ爲<sub>レ</sub>ノ字ノ下ニ之<sub>レ</sub>ノ字ヲ挿メテ、【豈得<sub>レ</sub>利哉】…【哉、焉、ハ、焉哉、ニ作ルベシ、】  
 記録ニ曰はく、舜天子となりて、朝廷に臨みたる時、前の天子の喪も、舜の父の晉も、臣下の列に就きたるに、舜晉を見て、其の容遺焉として悲へたり、孔子之れを評して、是の時<sub>レ</sub>に當りて、危キナ、天下は岌岌たり、遺ある者は、父固より子とすることを得ず、君固より臣とすることを得ざるなりと曰へり、臣の曰はく、孔子は本來未だ孝悌忠順の道を知らざるなり、然らば則ち遺ある者は、進みては臣となり主となることを得ず、退きては父となり子となることを得ざるか、父の其の賢子を欲する所以は、家貧しければ之れを富まし、父苦めば之れを樂ましむればなり、君の其の賢臣を欲する所以は、國亂るれば之れを治め、主卑しければ之れを尊くすればなり、然るに今賢子ありても、之れが父ならずば、父たる者、其の家に處ること苦しからむ、賢臣ありても、之れが君ならずば、君たる者、其の位に處ること危からむ、然らば則ち父に賢子あり、君に賢臣あるは、通<sub>レ</sub>以て君父を害をするに足るのみならず、かて君父を利することを得ることは、

所謂忠臣、不危其君、孝子、不非其親、今舜以賢取君之國、而湯武以義放弑其君、此皆以賢而危主者也、而天下賢之、古之烈士、進不<sub>レ</sub>臣君、退不<sub>レ</sub>爲家、是進則非其君、退則非其親者也、且夫進不<sub>レ</sub>臣君、退不<sub>レ</sub>爲家、亂世絶嗣之道也、是故賢堯舜湯武、而是烈士、天下之亂術也、瞽瞍爲舜父、而舜放之、象爲舜弟、而殺之、放父殺弟、不可謂仁、妻帝二女、而取天下、不可謂義、仁義無有、不可謂明、詩云、普天之下、莫非王土、率土之濱、莫非王臣、信若詩之言也、是舜出則臣其君、入則臣其父、妾其母、妻其主、女也、故烈士內不<sub>レ</sub>爲家、亂世絶嗣、而外矯於君、朽骨爛肉、施於土地、流於川谷、不避蹈水、火、使天下從而效之、是天下偏死、而願天也、此皆釋世而不治者也、

【退而不爲家】…一本ニハ、而ノ字ナシ、是ナリ、【象爲舜弟、而殺之】…殺ノ上ニ舜ノ字ヲ脱セリ、【帝二女】…舜ノ女ノ嬪、女英ナリ、【詩曰】…小雅ノ北山篇ノ詩ナリ、說林篇ノ上ニ見エタリ、【妾其母】…妾ハ、婢ナリ、【施於土地】…施ハ、サラスナリ、陳ネテ衆ニ示スコトナリ、【偏死】…一本ニハ、偏ヲ偏ニ作レリ、  
 謂ふ所の忠臣は其の君を危くせず、孝子は其の親を非なりとせず、然るに今舜は賢を以て君の國を取りて、湯武は義を以て其の君を放弑せり、此れ皆賢を以て主を危くせし者なり、而るを天下之れを賢なりとせり、古の烈士は、進みては君に臣ならず、退きては家を爲(チサ)めず、是れ進みては其の君を非なりとし、退きては其の親を非なりとする者なり、且つ其れ進みては君に臣ならず、退きては家を爲めざるは世を亂り嗣を絶つ遺なり、是の故に、堯、舜、湯、武を賢なりとして、烈士を是なりとするは、天下の亂術なり、賢は舜の父なるに、舜之れを放ち、象は舜の弟なるに、舜之れを殺せり、父を放ち弟を殺し、は、仁と謂ふべからず、帝堯の二女を妻として、天下を取りしは、義と謂ふべからず、仁義あることなきは、明と謂ふべからず、詩に云はく、普天の下、王土にあらざるはなく、率土の濱、王臣にあらざるはなしと、信に此の詩の旨の如くならば、是れ舜は、出でては其の君を臣とし、入りては其の父を妻とし、其の母を婢とし、其の主の女を妻とせし者にして、王土に住める王臣にあらざらむ、此の如き者世にてもやさる、が故に、烈士は、内は家を爲めず、世を亂り、嗣を絶ち、外は直諫して君の非を矯正し、朽骨せる骨、腐爛せる肉、土地に施(チサ)され、川谷に流れ、水火を蹈むことを避けず、天下をして従ひて之れに效(チナ)らしむ、是れ天下の人類の偏死(カマシ)して、而して又天折(マカシ)せむことを願ふなり、此れ皆世を棄て、治めざる者なり、

世之所爲烈士者、雖衆、獨行、取異於人、爲恬淡之學、而理恍惚之言、臣以爲恬淡、無用之教也、恍惚無法之言也、言出於無法、數出於無用者、天下謂之察、臣以爲人生必事君、養親、事君、養親、不可以恬淡、必以言論忠信法術、言論忠信法術、不可以恍惚、恍惚之言、恬淡之學、天下之惑術也、

【世之所爲】…爲ハ、謂ト通ズ、【雖衆獨行】…雖ハ、離ノ誤ナラム、【爲恬淡之學、而理恍惚之言】…老子ノ第三十一章ニ云ハク、

恬淡爲上ト、第二十一章ニ云ハク、運之爲物、唯恍惚ト、恬淡ハ、無欲ナルコト、恍惚ハ、微妙ナルコトナリ、老、莊ノ教ヲ指ス、韓非ノ學ハ老子ヨリ出テテ、解老、喻老ノ二篇アルニ、此ニ至リテ、老子ノ教ヲ排斥セルハ、其ノ意ヲ得ズ、此ノ篇或ハ後人ノ作ナラムカト疑ヘル者アリ、【數出於無用】…：數ハ、教ニ作ルベシ、世に謂ふ所の烈士は、衆を離れて獨行し、人に異なることを取り、恬淡無欲の學を爲して、恍惚微妙の言を理(チサ)む、臣以爲へらく、恬淡無欲は、實用なき教なり、恍惚微妙は、法度なき言なりと、言の無法に出で、教の無用に出づる者を、天下の人々、之れを明察と謂へり、臣以爲へらく、人生は必ず君に事へ、親を養ふ、君に事へ、親を養ふには、以て恬淡無欲なるべからず、人生は必ず言論忠信法術を以てす、以て恍惚微妙なるべからず、恍惚微妙の言、恬淡無欲の學は、天下の惑術なりと、

孝子之事父也、非競取父之家也、忠臣之事君也、非競取君之國也、夫爲人子、而常譽他人之親、曰、某子之親、夜寢早起、彊力生財、以養子孫、臣妾是誹謗其親者也、爲人臣、常譽先王之德厚、而願之、是誹謗其君者也、非其親者、知謂之不孝、而非其君者、天下賢之、此所以亂也、故人臣毋稱堯舜之賢、毋譽湯武之伐、毋言烈士之高、盡力守法、專心於事、王者爲忠臣、

【美子孫臣妾】…：臣妾ハ、奴婢ナリ、【知謂之不孝】…：知ノ上ニ人ノ字ヲ插メテ言フ、孝子の父に事ふるは、兄弟互に父の家を取らむことを競ふにはあらずるなり、忠臣の君に事ふるは、同僚互に君の國を取らむことを競ふにはあらずるなり、夫れ人の子となりて、常に他人の親を譽めて、某の子の親は、夜更けて寝れ、朝早く起き、勤勉努力して財を生じて、以て子孫奴婢を養へりといふは、是れ己れの親を誹謗する者なり、人の臣となりて、常に先王の徳の厚きことを譽めて、己れの君に之れあらむことを願ふは、是れ己れの君を誹謗する者なり、己れの親を非なりとする者は、人々之れを不孝と謂ふことを知りながら、己れの君を非なりとする者は、天下之れを賢なりとせり、此れ世の亂る、所以なり、故人臣は堯、舜の賢徳を稱することなけれ、湯、武の功伐(チカラ)を譽むることなけれ、烈士の高節を言ふことなけれ、力を盡し法を守り、心を主に事ふるに專一にする者を忠臣とす、以上第一段、堯、舜、湯、武の君臣の義に反し、後世の教を亂りしより、世の烈士と稱する者、忠孝の本義を忘れて、無法無用の言行を以て天下を惑はしむることを言ひ、眞の忠臣は、力を盡し法を守り、専ら主に事ふるに在りと論ず、

古者黔首、悛密蠢愚、故可以虛名取也、今民儼調智慧、欲自用不聽上、上必且勸之以賞、然後可進、又且畏之以罰、然後不敢退、而世皆曰、許由讓天下、賞不足以勸、盜跖犯刑、趣難、罰不足以禁、臣曰、未有天下、而無以天下爲者、許由是也、已有天下、而無以天下爲者、堯舜是也、毀廉求財、犯刑趨利、忘身之死者、盜跖是也、此三者、殆物也、治國用民之道也、不以此三者爲量、

【黔首】…：黔キ頭ナリ、黒キ頭ヲ露出スルニ由ルトモ、黒布ヲ以テ頭ヲ覆フニ由ルトモイヘリ、秦ノ始皇ノ二十六年ニ、民ノ名稱ヲ更メテ黔首トイヘリ、韓子ノ死ハ、是ノ前ニ在レバ、後人ノ傳會セル者ナラム、【悛密蠢愚】…：莊子ニ、悛乎忘其言也トアリ、悛密ハ、脱林篇ノ上ニ見エタリ、悛密ハ、蓋シ無心ニシテ事ヲ曉ラザル觀ナラム、蠢ハ、蠢ニ作ルベシ、蠢ハ、生レナカラ疑ニシテ、異義ヲ識ラザル者ナリ、【儼調智慧】…：儼薄ニシテ小ザカシキナリ、【趣難】…：趨利ニ作ルベシ、【殆物】…：殆ハ、甚シキナリ、殆物ハ、尤物トイハムガ如シ、非常ノ物ナリ、古者(イニシヘ)の黔首(タミ)は、悛密蠢愚とて、無心にして事を曉らざりしが故に、空虚なる名を以て、人心を釣るべきなり、今の民は、儼調智慧とて、輕薄にして小ざかしくして、自ら己れの意を用ひて、上の指令を聽かざらむと欲するが故に、上必ず且(マツ)之れを勸むるに賞を以てして、然して後、進みて善に入るべく、又且(マツ)之れを畏(オドロ)すに罰を以てして、然して退きて惡に入らざるに、世人は皆曰はく、許由は天下を受くることを讓りたれば、賞は以て善を勸むるに足らず、盜跖は利を犯し利に趨りたれば、罰は以て惡を禁ずるに足らずと、臣の曰はく、未だ天下を有らずして、天下を以て重しとする、ことなかりし者は、許由是れなり、已に天下を有ちて、天下を以て重しとする、ことなかりし者は、堯、舜是れなり、廉を毀(チナ)りて財を求め、利を犯して利に趨り、身の死すること忘れし者は、盜跖是れなり、此の許由と堯、舜と盜跖との三者は、非常なる物なり、國を治め民を用ふる道は、此の三者を以て定量とせず、法度賞罰は、中人の爲めに設く、

治也者、治常者也、道也者、道常者也、殆物妙言、治之害也、天下太平之士、不可以賞勸也、天下太平之士、不可以刑禁也、然爲太上

士不設賞爲太下士不設刑則治國用民之道失矣故世臣多不  
言國法而言從橫諸侯言從者曰從成必霸而言橫者曰橫成必  
王山東之言從橫未嘗一日而止也然而功名不成霸王不立者  
虛言非所以成治也王者獨行謂之王是以三王不務離合而正  
五霸不待從橫而察治內以裁外而已矣

【道常】...道ハ由ルナリ【天下太平之土不可動也】...平ハ上ニ作ルベシ太上之士ハ許由ノ類ナリ【天下太平之土不可動也】...平ハ下ニ作ルベシ天下之士ハ盜跖ノ類ナリ【世臣】...一本ニハ臣ナリ作レリ是ナリ【從橫】...合從連衡ナリ【諸侯】...此ノ二字ハ衍ナリ【山東】...華山ヨリ東ノ方ナリ六國ヲ指ス【王者獨行謂之王】...王者ノ二字ハ衍ナリ【謂之王ノ王ノ上ニ稱ノ字アルベシ】  
治むとは、常を治むる者なり、道とは、常に由る者なり、非常の物、高妙の言は、治むることの害物なり、天下第一の太上の士は、賞を以て善を勸むべからざるなり、天下第一の太下の士は、刑を以て惡を禁ずべからざるなり、然れども太上の士あるが爲めに、賞を設けず、太下の士あるが爲めに、刑を設けざれば、國を治め民を用ゐる道失ふ、故に世人は國法を言はずして、合從連衡の策を言ふ者多し、合從の策を言ふ者は曰はく、合從成らば、必ず霸たらむと、而して連衡の策を言ふ者は曰はく、連衡成らば、必ず王たらむと、華山ヨリ東の方の六國の合從連衡の策を言ふ者、未だ嘗て一日として止まざるなり、然れども功名成らば、霸者王者の樂立たざるは、虚言を以て治むることを成す所以にあらずればなり、合從もせず、連衡もせず、特立獨行す、之れを霸者王者と謂ふ、是を以て、夏の禹王、殷の湯王、周の文王、武王の三王は、離ることをも合ふことも務めずして中正なり、齊の桓公、晉の文公、秦の穆公、宋の襄公、楚の莊王の五霸は、合從連衡を待たずして明察なり、其の方法は、内政を治めて、以て外敵を制裁するまでのことなり、以上第二段、天下國家を治むるには、道徳上の虚名を以て獎勵するは、法律上の賞罰を以て進退するに如からざることを論じて結ぶ。

人主

此の篇は、人主法術の土に感せずして、權臣左右の言に惑へば、暴試の禍に遇ふことを論じたる者にして、説は暴憤の篇中より來れり、篇内の大臣、左右、近習、當途は、總べて權臣をいへるなり、賢士、智士、能士、法術之士は、總べて法度之士をいへるなり、  
人主之所以身危國亡者、大臣大貴、左右大威也、所謂貴者、無法

而擅行、操國柄、而便私者也、所謂威者、擅權勢、而輕重者也、此二者不可不察也、夫馬之所以能任重引車、致遠道者、以筋力也、萬乘之主、千乘之君、所以制天下而征諸侯者、以其威勢也、威勢者、人主之筋力也、今大臣得威、左右擅勢、是人主失力、人主失力、而能有國者、千無一人、虎豹之所以能勝人、執百獸者、以其爪牙也、向使虎豹失其爪牙、則人必制之矣、今勢重者、人主之爪牙也、君人而失其爪牙、虎豹之類也、宋君失其爪牙、於子罕、簡公失其爪牙、於田常、而不蚤奪之、故身死國亡、今無術之主、皆明知宋簡之過也、而不悟其失、不察其事類者也、

【向使虎豹失其爪牙】...一本ニハ、向テ而ニ作レリ、是ナリ、  
人主の身危く國亡ぶる所以は、大臣大に貴く、左右太に威あればなり、謂ふ所の貴しとは、法なくして擅に行ひ、國柄を操りて、私に觀ずる者なり、謂ふ所の威とは、權勢を擅にして、公法を輕重する者なり、此の二つの者は、察せざるべからざるなり、夫れ馬の能く重きに任じ車を引き、遠道を致す所以は、筋力あるを以てなり、萬乘の大國の主、千乘の小國の君の、天下を制して、諸侯を征する所以は、其の威勢あるを以てなり、威勢は、人主の筋力なり、今大臣威を得、左右勢を擅にす、是れ人主其の筋力たる威勢を失ふなり、人主其の筋力たる威勢を失ひて、能く國を有つ者は、千人中に一人もなし、虎豹の能く人に勝ち、百獸を執ふる所以は、其の爪牙あるを以てなり、而るを虎豹にして其の爪牙を失はしめば、人必ず之れを制せむ、今勢の重きは、人主の爪牙なり、人に君として、其の爪牙たる重き勢を失ふは、爪牙を失ひたる虎豹の類なり、宋君は其の爪牙たる重き勢を子罕に失ひ、齊の簡公は其の爪牙たる重き勢を田常に失ひて、早く之れを奪ひ返さざりしが故に、身死し國亡びたり、今術なき主は、皆明に宋君、簡公の過失を知りながら、其の過失を悟らざりて、其の眞似をするは、其の事の類を察せざる者なり、

且法術之士與當途之臣不相容也何以明之主有術士則大臣不得制斷近習不敢賣重大臣左右權勢息則人主之道明矣今則不然其當途之臣得勢擅事以環其私左右近習朋黨比周以制疏遠則法術之士奚時得進用人主奚時得論裁故有術不必用而勢不兩立法術之士焉得無危故君人者非能退大臣之議而背左右之訟獨合乎道言也則法術之士安能蒙死亡之危而進說乎此世之所以不治也

【當途】：當途ナリ、制斷ナリ、和氏鑄ニハ、制ナシテ作レリ、環ニ其私ニ、環ハ、管ムナリ、蒙死亡之危ニ、環ハ、犯スナリ、且つ法術の士と當途の臣とは、仲悪しくして、相容れざるなり、何を以てか之れを明かさむ、主に術士あれば、大臣も制斷することを得ず、近習も敢て重きを賣らず、大臣左右の權勢息めば、人主の道明なり、今は則ち然らず、其の當途の臣は、勢を得て、事を擅にして、以て其の私を營み、左右近習は、朋黨比周して、以て疏遠なる外臣を制すれば、法術の士何の時に進用せらるゝことを得む、人主何の時に其の議論を得て政治を修正することを得む、故に術ありても、必しも用ゐられずして、法術の士と權臣とは、勢兩立せざれば、法術の士は、何とて危きことなきことを得む、故に人に君たる者、能く大臣の議を退けて、左右の訟に背き、獨り道ある言に合ふにあらざれば、法術の士、何とて能く死亡の危險を犯して、其の說を進むべき、此れ世の治らざる所以なり。

明主者推功而爵祿稱能而官事所舉者必有賢所用者必有能賢能之士進則私門之請止矣夫有功者受爵祿有能者處大官則私劍之士安得無離於私勇而疾距敵游宦之士焉得無撓於

私門而務於清潔矣此所以聚賢能之士而散私門之屬也今近習者不必智人主之於人也或有所智而聽之入因與近習論其言聽近習而不計其智是與愚論智也其當途者不必賢人主之於人或有所賢而禮之入因與當途者論其行聽其言而不用賢是與不肖論賢也故智者決策於愚人賢士程行於不肖則賢智之士奚時得用而人主之明塞矣

【當途】：當途ナリ、職トイハムカガシ、疾距敵：疾ト距トノ間ニ於テ字ナ脱セリ、距ハ、拒ト通ズ、私門之屬：屬ハ、囑託ナリ、人主之於人：此ノ下ニ也、字ナ脱セリ、明主は、人の功勞を推して、爵祿を授け、技能を稱（ハカ）りて、官職を授け、擧ぐる所の者は、必ず賢才あり、用ゐる所の者は、必ず技能あり、賢才技能ある士進めば、私家權門の請断止む、夫れ功勞ある者は、爵祿を受け、技能ある者は、大官に處れば、私劍任俠の士、何とて私勇を離れ去りて、戰場に向ひて、勳を擧ぐに疾きことなきことを得む、游説して仕官する士、何とて私家權門を屈撓せしめて、清潔潔白を務むることなきことを得む、此れ賢才技能の士を聚合して、私家權門の囑託を解散する所以なり、今近習の者は、必しも賢ならずして、中には愚なる者もあり、然るに人主の人を用ゐむとする場合には、或は其の人を賢なりとする所ありて、其の言を聽く、されど宮庭に入りて、それに就きて、近習の者とその言を評論し、近習の者の說を聽きて、其の智を計らず、是れ愚者と賢を論するなり、其の當途の者は、必しも賢ならずして、中には不肖なる者もあり、然るに人主の人を用ゐむとする場合には、或は其の人を賢なりとする所ありて、之れを聽す、されど宮庭に入りて、それに就きて、當途の者とその行を評論し、當途の者の說を聽きて、其の賢を用ゐず、是れ不肖者と賢を論するなり、故に智者は其の能を愚人に決せられ、賢士は其の行を不肖者に稱（ハカ）らるれば、賢智の士、何の時に用ゐらるゝことを得む、而して人主の聰明閉塞せむ。

昔關龍逢說桀而傷其四肢王子比干諫紂而剖其心子胥忠直夫差而誅於屬鏤此三子者為人臣非不忠而說非不當也然不免於死亡之患者主不察賢智之言而蔽於愚不肖之患也今人

主非肯用法術之士、聽愚不肖之臣、則賢智之士、孰敢當三子之危、而進其智能者乎、此世之所以亂也、

【勸令】：勸令、名ナリ、非肯用法術之士、非ハ、不トイハムガ如シ、  
【三子】：三子、名ナリ、非肯用法術之士、非ハ、不トイハムガ如シ、  
【賢智之士】：賢智の士、名ナリ、非肯用法術之士、非ハ、不トイハムガ如シ、  
【愚不肖之臣】：愚不肖の臣、名ナリ、非肯用法術之士、非ハ、不トイハムガ如シ、  
【孰敢當三子之危】：孰敢當三子之危、名ナリ、非肯用法術之士、非ハ、不トイハムガ如シ、

勸令

此の篇は、人主能く法令を飾れば、内に奸民なきことを論じたる者なり、

勸令、則法不遷、法平則吏無姦、法已定矣、不以善言售法、任功則民少言、任善則民多言、行法曲斷、以五里斷者、王以九里斷者、疆宿治者、削以刑治、以賞戰、厚祿以用術、國無姦民、則都無姦市、物多末衆、農弛姦勝、則國必削、民有餘食、使以粟出、爵必以其力、則震不怠、三寸之管、毋當不可滿也、授官爵、出利祿、不以功、是無當也、國以功、授官與爵、此謂以成智謀、以威勇戰、其國無敵、國以功、授官與爵、則治見者省、言有塞、此謂以智出治、以言去言、以功與

爵者也、故國多力、而天下莫之能侵也、兵出必取、取必能有之、按兵不攻、必當朝廷之事、小者不毀、效功取官爵、廷雖有辟言、不得以相干也、是謂以數治、以力攻者、出一取十、以言攻者、出十喪百、國好力、此謂以難攻、國好言、此謂以易攻、其能勝其害、輕其任、而道壞餘力、於心莫負、乘官之責、於君內無伏怨、使明者不相干、故莫訟、使士不兼官、故技長、使人不同功、故莫爭言、此謂易攻、

【勸令】：勸令、名ナリ、非肯用法術之士、非ハ、不トイハムガ如シ、  
【三子】：三子、名ナリ、非肯用法術之士、非ハ、不トイハムガ如シ、  
【賢智之士】：賢智の士、名ナリ、非肯用法術之士、非ハ、不トイハムガ如シ、  
【愚不肖之臣】：愚不肖の臣、名ナリ、非肯用法術之士、非ハ、不トイハムガ如シ、  
【孰敢當三子之危】：孰敢當三子之危、名ナリ、非肯用法術之士、非ハ、不トイハムガ如シ、  
【勸令】：勸令、名ナリ、非肯用法術之士、非ハ、不トイハムガ如シ、  
【三子】：三子、名ナリ、非肯用法術之士、非ハ、不トイハムガ如シ、  
【賢智之士】：賢智の士、名ナリ、非肯用法術之士、非ハ、不トイハムガ如シ、  
【愚不肖之臣】：愚不肖の臣、名ナリ、非肯用法術之士、非ハ、不トイハムガ如シ、  
【孰敢當三子之危】：孰敢當三子之危、名ナリ、非肯用法術之士、非ハ、不トイハムガ如シ、



兵を按じ扣へて攻めざれば、必ず當に自ら來朝すべし、朝廷の事は、小事と雖も、敢て毀壞せず、功を致（イタ）して、官爵を取る、朝廷に偏倚不當の言議ありと雖も、其の位に在るにあらざれば、以て相干渉して其の政を議することを得ざるなり、是れを法術を以て治むと謂ふ、實力を以て攻むる者は、一人を出して、十人を取る、空言を以て攻むる者は、十人を出して百人を喪ふ、國、實力を好む、此れを以て攻め難しと謂ふ、國、空言を好む、此れを以て攻め易しと謂ふ、其の能其の官に勝（タ）へ、其の任を輕しとして、餘力を身に儲くことなく、兼官の責を負ふことなければ、内に怨を蓄ふることなし、辯者をして相干渉せざらしむるが故に、争訟なし、任用すること專一にして、士をして官を兼れざらしむるが故に、技能長ず、賞罰明にして、人をして功を同じくせざらしむるが故に、争言なし。

重刑、少賞、上愛民、民死賞多、賞輕刑、上不愛民、民不死賞、利出一空者、其國無敵、利出二空者、其兵半用、利出十空者、民不守、重刑、明民、大制使人、則上利、行刑重、其輕者、輕者不至、重者不來、此謂以刑去刑、罪重而刑輕、刑輕則事生、此謂以刑致刑、其國必削、

【利出一空】……利ハ、賞罰ナリ、賞罰ハ、國家ノ利益ナレバナリ、空ハ、孔（アナ）ナリ、一ツノ孔ヨリ出ヅルハ、君ノ一手ヨリ出ヅルナリ、【利出二空】……君ト大臣トヨリ出ヅルナリ、【利出十空】……多クノ門戶ヨリ出ヅルナリ、【刑を重くし、賞を少くしても、上民を愛すれば、民賞に死せず、賞罰の利益、一つの孔（アナ）即ち君の一手より出づれば、民之れを信ずるが故に、其の國敵なし、賞罰の利益、二つの孔即ち君と大臣とより出づれば、民半信半疑なるが故に、其の兵半は用はれ、牛は用はれず、賞罰の利益、十の孔即ち多くの門戶より出づれば、民之れを信ぜざるが故に、其の國を守らず、刑罰を重くして、明に民に示し、法制を大にして、人を使役すれば、上に利益あり、刑を行ふに、其の輕き者を重くすれば、輕き者も至らず、重き者も來らず、罪の輕重皆犯さず、此れを刑を以て刑を去ると謂ふ、罪重くして刑輕し、刑輕ければ事生ず、此れを刑を以て刑を招き致すと謂ふ、此の如くなれば、其の國弱くなりて、必ず他國に削り取らる、以上、令を飭ふれば法の遅らざることより改き起し、功を以て官を授け爵を授けべきことと論及し、賞罰の多門より出づる弊、刑を輕くする害を述べて結ぶ。

心度

此の篇は、欲は度なきに生じ、禍は禁なきに萌すが故に、明主は、度を民の心に明にせしめ、禁を民の心に立てしむ、度明なれば、足り易く、禁立てば、畏ることを知る、此れ國を治むる本なることを論じたる者なり。

聖人之治民、度於本、不從其欲、期於利民而已、故其與之刑、非所以惡民、愛之本也、刑勝而民靜、賞繁而姦生、刑勝治之首也、賞繁亂之本也、夫民之性喜亂而不親其法、故明主之治國也、明賞則民勸功、嚴刑則民親法、勸功則公事不犯、親法則姦無所萌、故治民者、禁姦於未萌、而用兵者、服戰於民心、禁先其本者、治兵戰其心者、勝、

【不從其欲】……從ハ、從ト通ス、聖人の民を治むるは、本を度（ハカ）りて、其の欲を縱（ホシイ）マシにせしめず、民を利益することを期するのみなり、故に其の之れに刑を與ふるは、民を惡む所以にはあらず、愛の本なり、刑勝てば、民靜なり、賞繁ければ、姦生ず、刑の勝つは、治の首なり、賞の繁きは、亂の本なり、夫れ民の天性は、亂を喜みて、其の法に親み安んぜず、故に明主の國を治むるは、賞を明にすれば、民功に勸み勵み、刑を嚴にすれば、民法に親み安んず、功に勸み勵めば、公事犯されず、法に親み安んずれば、姦萌す所なし、故に民を治むる者は、姦を未だ萌さざるに禁ず、而して兵を用ゆる者は、民の心に戰を甘んじて服事せしむ、禁すること其の本を先にする者は治り、兵其の武器にて戰はずして、其の民の本心より戰ふ者は勝つ、

聖人之治民也、先治者彊、先戰者勝、夫國事務先而一民心、專舉公而私不從、賞告而姦不生、明法而治不煩、能用四者彊、不能用四者弱、夫國之所以彊者、政也、主之所以尊者、權也、故明君有權有政、亂君亦有權有政、積而不同、其所以立異也、故明君操權而上重、一政而國治、

【聖人の民を治むるは、先づ治むる者は強く、先づ戰ふ者は勝つ、夫れ國事は、先んずることを務むれば、民の心を一にす、専ら公を舉ぐれば、私を棄つ、

ば、私附き従はず、姦を告ぐる者を賞すれば、姦生せず、法を明にすれば、治煩しからず、能く此の四つを用ゐる者は強く、四つを用ゐざる者は弱し、夫れ國の強き所以の者は政なり、主の貴き所以の者は權なり、故に明君は權あり政あり、亂君も亦權あり政あり、されども其の權と政とを積み上げて、結果の同じからざるは、其の本を立つる所以異にして、明君は四つの者を用ゐ、亂君は之れを用ゐざればなり、故に明君は、權を操りて、上重く、政を一にして、國治る。

故法者王之本也、刑者愛之首也、夫民之性、惡勞而樂佚、佚則荒、荒則不治、不治則亂、而賞刑不行於天下者、必塞、故欲舉大功、而難致力者、大功不可幾、而舉也、欲治其法、而難變其故者、民亂不可幾、而治也、故治民無常、唯治爲法、法與時轉、則治、治與世宜、則有功、故民樸、而禁之以名、則治、維之以刑、則從、時移、而治不易、者亂、能治衆、而禁不變者、削。

【不可幾而舉也】…：幾ハ、期ナリ、【難變其故】…：故ハ、舊法ナリ、【治不易】…：治ハ、法ニ作ルベシ、【能治衆】…：能ノ字ハ、行ナリ、治衆ハ、連ネテ置ルベシ、

故に法は王の本なり、刑は愛の首なり、夫れ民の天性は、勞苦を惡みて、安佚を樂む、安佚なれば荒怠す、荒怠すれば治らず、治らざれば亂る、而して賞刑天下に行はれざる者は、必ず上下の情差りて通ぜず、故に大功を舉げむと欲しなから、力を致すことを難（ハ）カ（ル）る者は、大功期して舉ぐべからざるなり、其の法を治めむと欲しなから、其の舊法を變ずること難る者は、民の擾亂期して治むべからざるなり、故に民を治むるには常法なし、唯だ治るを法とす、法、時と興に轉じ移りて、舊慣故例に拘はらざれば治り、治、世と興に宜しくして、人情風俗に適すれば功あり、故に民質樸なれば、之れを禁するに禮義廉恥の名を以てすれば治り、之れを維（ツ）ナ（ク）に刑を以てすれば從ふ、時移れども法易らざる者は亂れ、治むること來けれども禁變ぜざる者は他國に削り取らる。

故聖人之治民也、法與時移、而禁與治變、能越力於地者、富、能起力於敵者、彊、彊不塞者、王、故王道在所開、在所塞、塞其姦者、必王、

故王術不恃、外之不亂也、恃其不可亂也、恃外不亂、而治立者、削、恃其不可亂、而行法者、興、

【越力於地】…：越ハ、起ノ誤ナリ、【彊不塞】…：不ハ、而ノ誤ナラム、【恃外不亂】…：外ノ下ニ之ノ字ヲ脱セリ、【治立】…：立治ニ作ルベシ、

故に聖人の民を治むるは、法は時と興に移りて、禁は治と興に變ず、能く力を地に起す者は富み、能く力を敵に起す者は強く、強くして姦を塞ぐる者は王たり、故に王者の道は、民を聞くに實を以てする所に在り、民を塞ぐに刑を以てする所に在り、其の姦を塞ぐる者は、必ず王たり、故に王者の術は、外國の我れを亂さるることな待まざるなり、吾れを亂すべからざる所以を待むなり、外國の我れを亂さるることな待みて治を立つる者は、他國に削り取られ、吾れを亂すべからざることを待みて法を行ふ者は、其の國興る。

故賢君之治國也、適於不亂之術、貴爵則上重、故賞功、爵任、而邪無所關、好力者、其爵貴、爵貴則上尊、上尊則必王、國不事力、而恃私學者、其爵賤、爵賤則上卑、上卑者、必削、故立國用民之道也、能閉外、塞私、而上自恃者、王可致也、

【不亂之術】…：不ノ下ニ可ノ字ヲ脱セリ、【賞功則上重】…：此ノ五字ハ、術ナリ、【立國用民之道也】…：也ノ字ハ、術ナラム、【上自恃】…：上ハ、尙ト通ズ、

故に賢君の國を治むるは、亂すべからざる術に通ふ、故に功を賞し事に任ずる者に爵して、姦邪關與する所なし、死力を出して君に事ふることな好む者は、其の爵貴し、爵貴ければ上尊し、上尊ければ必ず王たり、國、民の力を用ゐることな仕事とせずして、私學遊説の徒を恃む者は、其の爵賤し、爵賤しければ上卑し、上卑しければ必ず他國に削り取らる、故に國を立て民を用ゐる道は、能く外を閉ぢて、敵國をして我れを謀らしめず、私を塞ぎて、姦民をして禁を犯さしめずして、自ら恃むことを尙ぶ者は、王業致すべきなり、以上、先づ聖人の民を治むるは、民を利するに在りといふことより説き起し、刑の勝つは治の首なり、賞の繁きは亂の本なりと言ひ、法は王の本なり、刑は愛の首なりと言ひ、法は時と興に移り、禁は治と興に變ずと言ひ、禁令其の國に行はれ、施きて天下に及べば、王業成るといふ意を以て結ぶ。

制分

此の篇は、法重ければ人情を得、刑輕ければ事實を失ふが故に、奸を告ぐる法あることを述べたる者なり、制分は、刑賞を制し、功

罪を分つなり、

大凡國博君尊者未嘗非法重而可以至乎令行禁止於天下者也是以君人者分爵祿制刑法必嚴以重之夫國治則民安事亂則國危法重者得人情禁輕者失事實且夫死力者民之所有者也人情莫不出其死力以致其所欲而好惡者上之所制也民者好利祿而惡刑罰上掌好惡以御民力事實不宜失矣然而禁輕事失者刑賞失也其治民不秉法爲善也如是則是無法也故治亂之理宜務分刑賞爲急

【大凡】：諸本ニ大ヲ夫ニ作レルハ非ナリ、御民力ニ：御ハ治ムルナリ、事實不宜失矣：宜ノ字ハ衍ナリ、或ハ云ハク、宜失ハ、失宜ノ顛倒ナリト、

大凡國博く君尊者は、未だ嘗て法の重きにあらずして、以て天下に令すれば行はれ、禁すれば止むに至るべき者はあらざるなり、是を以て、人に君たる者は、爵祿を分ち刑法を制するに、必ず之れを嚴にして以て重くす、夫れ國治れば民安く、事亂るれば國危し、法重ければ人情を得、禁輕ければ事實を失ふ、且つ夫れ死力は、民の有する所の者なり、人情は其の死力を出して、以て其の欲する所を招き致さるることなし、而して民の好むこと、惡むこと、は、上の制裁する所なり、民は利祿を好みて、刑罰を惡む、上其の好むこと、惡むことを掌り、功を賞し罪を罰して、以て民の力を治むれば、事實失はず、然れども禁輕く事失ふ者は、刑賞失すればなり、其の民を治むるに法を秉へずして、惟だ善を爲せばなり、是の如きは是れ法なきなり、故に亂を治むる理は、宜しく罪ある者を刑し、功ある者を賞することと分別するを急務とすべし、

治國者莫不有法、然而有存有亡、亡者其制刑賞不分也、治國者其刑賞莫不有分、有時以異爲分、不可謂分、至於察君之分、獨分

也是以其民重法而畏禁、願毋抵罪而不敢胥賞、故曰不待刑賞而民從事矣、是故夫至治之國、善以止姦爲務、是何也、其法通乎人情、關乎治理也、然則去微姦之道、柰何、其務令之相規其情者也、則使相關柰何、曰蓋里相坐而已、禁尙有連於己者、理不得相關、惟恐不得免、有姦心者不令得忘、闕者多也、如此則慎己而闕、彼發姦之密、告過者免罪、受賞、失姦者必誅、連刑、如此則姦類發矣、姦不容細、私告任坐、使然也、

【有以異爲分】：一本ニハ、時ヲ持ニ作レリ、持ハ、特(タゞ)ノ誤ナラハ、令特トシテ講ズ、【抵罪】：…抵ハ、當ルナリ、【不致胥賞】：…胥ハ、須ニ同シ、待ツナリ、【善以止姦爲務】：…善以ハ、以善ノ顛倒ナリ、【通乎人情、關乎治理】：…關モ、通ズルナリ、通ト關トハ互文ナリ、【相關其情】：…規ト親ト古字通用ス、【使相關】：…關ハ、窺ニ同シ、【蓋里】：…蓋ハ、關ト通ズ、關里ハ、一里一家トイハムガ如シ、【禁尙】：…尙ハ、當ノ省文ナリ、禁尙ハ、刑賞ナリ、【理不得相關】：…得ト相トノ間ニ不ノ字ヲ脱セルナラハ、關ハ、關ノ誤ニテ、掩蔽スルナリ、其ノ身人ノ罪ヲ掩フニ違アラザルナリ、【不令得忘】：…忘ハ、志ノ誤ナリ、【任坐】：…任ハ、保證スルナリ、任坐ハ、同里ノ互ニ保證スル者其ノ罪ニ連坐スルナリ、

國を治むる者は、法あらざるをなし、然れども國の存するにあり、亡ぶるにあり、亡ぶる者は、其の刑と賞とを制裁すると分明ならざればなり、國を治むる者は、其の刑と賞との分別あらざるとなれども、特(タゞ)刑と賞との異なるを以て分別なりとするときは、分別と謂ふべからず、明察なる君の分別に至りては、獨斷に分別して、刑賞を誤らず、是を以て、其の民法を重んじて、禁を畏れ、罪に當ることならむとを願ひて、敢て賞を待たず、故に古語に曰はく、刑賞を待たずして、民、事に従ふと、是の故に、夫に至りて治りたる國は、善く姦を止むるを以て務とす、是れ何故ぞといふに、其の法人情に通じ、治理に通ずればなり、然らば則ち姦を去る道は柰何といふに、其れ務めて之れを以て其の情を相窺はしむる者なり、然らば則ち相窺はしむる道は柰何といふに、答へて曰はく、罪人あれば、一里一家の者相連坐するのみなり、刑賞己れに連なる者あれば、理として相掩蔽するを得ず、惟だ免ることを得ざらむことを恐る、故に姦心ある者をして志を得しめざるは、窺ふ者多ければなり、此の如くなれば、己れを懼みて、彼れを窺ひ、姦の秘密を告發す、過を告ぐる者は、罪を免れて、賞を受け、姦を取り失ふ者は、必ず誅せられて、刑に連なる、此の如くなれば、姦類發覺す、姦は細事を容赦せざるは、私に密告し、同里の互に保證する

者其の罪に連坐するもの然らしむるなり、以上第一段、先づ法を重くするとの必要を説き、次に私告任坐の法を述ぶ、

夫治法之至明者、任數不任人、是以有術之國不用譽、而得人之情、境內必治、任數也、亡國使兵公行乎其地、而弗能圍禁者、任人而無數也、自攻者人也、攻人者數也、故有術之國去言而任法、

【不用譽】：譽ハ、察ニ作ルベシ、【圍禁】：圍ハ、禦ト通ズ、

夫れ治法の至りて明なる者は、術數に任じて、人に任ぜず、是を以て、術ある國は、察することを用ゐずして、人の情を得て、一境の内必ず治るは、術數に任ずればなり、亡國は、兵をして其の地に公然と横行せしめて、禦禁すること能はざるは、人に任じて、術數なければなり、自ら己れを攻むる者は人なり、人を攻むる者は術數なり、故に術ある國は、空言を去りて、法に任ず、

凡、畸功之循約者難知、過形之於言者難見也、是以刑賞惑乎貳、所謂循約難知者、姦功也、臣過之難見者、失根也、循理不見虛功、度情詭乎姦根、則二者安得無兩失也、是以虛士立名於內、而談者爲略於外、故愚怯勇慧相連、而以虛道屬俗、而容乎世、故其法不用、而刑罰不加乎僂人、如此則刑賞安得不容其二、故實有所至、而理失其量、量之失、非法使然也、法定而任慧也、釋法而任慧者、則受事者安得其務、務不與事相得、則法安得無失、而刑安得無煩、是以賞罰擾亂、邦道差誤、刑賞之不分白也、

【畸功】：畸ハ、零餘ナリ、畸功ハ、虛功ナリ、功ノ法度ニ伴ハザルナリ、【臣過】：過形ニ作ルベシ、【失根】：失ハ、姦ニ作ルベシ、

【循約】：循ハ、處ニ作ルベシ、【循約】：循ハ、處ニ作ルベシ、【難知】：難ハ、處ニ作ルベシ、【難知】：難ハ、處ニ作ルベシ、

【過形】：過ハ、處ニ作ルベシ、【過形】：過ハ、處ニ作ルベシ、【過形】：過ハ、處ニ作ルベシ、

韓非子講義 終

351

556

韓非子講義



昭和八年十一月一日印刷  
昭和八年十一月五日發行

發行所

東京市日本橋區馬喰町二丁目一番地  
振替貯金口座東京一八四四番  
電話浪花(84)一〇〇・一八〇・一八二番

株式會社  
**興文社**

編纂者

興文社編輯所  
代表者 石川寅吉

印刷者兼

株式會社  
興文社  
代表者 石川寅吉

— 定價金壹圓五拾錢 —

終

